

## 令和元年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

令和元年6月17日（月曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 町長、教育長行政執行方針
- 日程第 6 町長、教育長の行政執行方針に対する質問及び一般質問
- 日程第 7 議案第25号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第26号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第27号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 日程第10 議案第28号 羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について
- 日程第11 議案第29号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第13 議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第15 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につい  
て
- 日程第16 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第35号 羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 発議第 2号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第19 発議第 3号 丸山穂高衆議院議員の言動に対する厳重抗議及び一刻も早  
い北方領土問題の平和的解決を求める意見書
- 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議員派遣の件

### ○出席議員（9名）

議 長	10番	佐 藤	晶 君	副議長	9番	小 野	哲 也 君
	1番	加 藤	勉 君		2番	田 中	良 君

4番 井上章二君  
6番 松原 臣君  
8番 鹿又政義君

5番 坂本志郎君  
7番 村山修一君

---

○欠席議員（1名）

3番 高島讓二君

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	川端達也君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	大沼良司君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
産業創生課長	八幡雅人君	産業創生課長補佐	野田泰寿君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	平田充君
学務課長補佐	福田一輝君	会計管理者	仙福聖一君

---

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松田伸哉君 議会事務局次長 長岡紀文君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和元年第2回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番坂本志郎君及び6番松原臣君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日といたしました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月11日、札幌市において開催されました第70回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

本日の議会の御案内をさせていただきましたところ、御出席を賜りましたこと、ありがとうございます。また、先日の知床開きには、悪天候の中、議員の皆様、そして御協力いただきました各出展団体の方々、町民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、「交通安全運動の取り組みについて」であります。

6月に入り、「春の行楽期交通安全運動」として啓発運動を開始したところですが、期間中に交通事故が発生いたしました。事故に遭われた方は、翌日にお亡くなりになられるという痛ましい事態となってしまいました。

羅臼町では、昨年7月にも交通死亡事故が発生しており、再発防止に向けて関係機関とも意思疎通を図ってきたところであり、まことに無念で仕方ありません。

交通安全の啓蒙活動につきましては、羅臼町交通安全協会の主催により、街頭啓発運動などを実施しております。全町挙げての取り組みとなるよう、町内の複数の団体等に呼びかけ行われており、春から秋にかけ「全国交通安全運動」や、北海道が行う「春の行楽期」、「秋の輸送繁忙期」の啓発運動に合わせる形で年5回、一斉の啓発活動を展開しているところであります。

このたびの大きな事故を重く受けとめ、警察、関係機関が行う事故調査の結果なども踏まえながら、引き続き交通安全協会とも効果的な啓発運動となるよう、対応策を探ってまいりたいと考えております。町民の皆様も事あるごとに家族や職場、地域で交通安全について話し合ってください、再びこのような事故が起こらないように、互いに呼びかけ、注意喚起してもらおうよう、改めてお願いをします。

2件目は、「令和元年度羅臼町防災訓練の実施結果について」であります。

今年度の防災訓練は、去る6月12日午前10時40分より、羅臼町全域を対象に、地震・津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関にも御協力いただきながら、災害時における情報の共有と伝達、関係機関における初動体制の確認やパトロールなどの訓練を中心に行いました。

訓練は毎年、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に防災意識の高揚を図るため実施しているところでありますが、今年は総勢1,320人の御参加をいただきました。5月末の総人口4,944人に対する参加率は26.70%で、町民の4人に一人以上が御参加いただけたことになり、近年の参加状況を見ますと、昨年に比べ参加人数

はほぼ同数ですが、参加率ではわずかながら増加し、統計を取り始めた平成23年度以降で最高となりました。

例年、訓練については平日の勤務時間帯ということもありますが、各家庭や事業所におきましては、この防災訓練を機会に避難所や非常持ち出し品の再確認などのほか、いつ起こるか分からない自然災害から「命を守る」という行動への意識を高めていただくため、今後も継続して実施してまいります。

多くの皆様に御参加をいただきましたことにお礼申し上げます、報告といたします。

3件目は、「鮮魚取扱高について」であります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和元年6月13日付のものであります。主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ、数量では2倍以上で、金額では単価が下がっていることもありますが、約4,950万円の増となっております。スケソウにつきましては数量はふえておりますが、単価が安く、約3億1,000万円の減となっております。ウニ漁は価格も安定しており、数量、金額ともに増となっており、6,500万円の増であります。心配なのが時鮭漁でありまして、現在のところ昨年同期の6.5分の1しか水揚げされておらず、4分の1の金額にとどまっております。聞くところによりますと、数日前には落石近辺では1日1,000本ペースで水揚げされているとのことなので、今後も大漁に期待をするところであります。

全体的には昨年同期と比べ、金額で約1億1,000万円の減となっておりますが、ここ数年はこのような状況が続いております。このような状況が毎年のように続く中、原因究明や海域の資源調査などを進めるために政府、外務省、農水省を通じ、ロシアトロールによる根こそぎ漁法の中止要請と同時に行っていくこととしております。

また、漁家の経営の安定、漁民の生活の安定のために、思い切った改革が必要であることは明白でありますので、各産業団体で構成されている産業振興プロジェクト会議で議論をいただき、萬屋組合長が会長を務める羅臼町産業振興審議会に諮問し、早急に具体的な取り組みを進めていくことが急務と感じているところでございます。

今後、事故なく大漁でありますことを祈念いたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告を終わります。

---

## ◎日程第5 町長、教育長行政執行方針

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 町長、教育長の行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和元年羅臼町議会第2回定例会の開催に当たり、これから町政への所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様にご理解と御協力をお願い申し上げます。

次第であります。

羅臼町長として1期4年の任を終え、さきの統一地方選挙において無投票当選させていただき、2期目がスタートいたしました。

再び羅臼町という船のかじ取りをお任せいただいたことはとても光栄なことでありますが、向かう先は決して穏やかななぎではなく、波の高いしげ模様であります。しっかりとかじを握り、操船して乗組員である町民の安全と幸福、そして羅臼町の発展のため全力を尽くし、町政運営に当たる決意を新たにしているところであります。

さきの1期4年は、就任時にテーマとして掲げさせていただいた「羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクト」を柱に町政運営を行ってまいりました。2期目につきましても「Kプロジェクト」を軸に町政運営を進めてまいります。

これまで行ってきた、知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議や、知床らうすを支えるオーバー60協力隊の参加者や各町内会の座談会で寄せられた、町民皆様の貴重な御意見をもとに結成した庁舎内プロジェクトチームでの取り組みは、さらに充実を図り、今後も続けてまいります。

また、羅臼漁業協同組合、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会、羅臼町水産加工振興協会、羅臼地区営農推進組合、各金融機関とともに立ち上げた産業振興審議会などでこれからの産業や経済の方向性をより深く、現実にも則した協議をしてまいります。

令和元年度は、その中で浮き彫りとなった一つ一つの課題や問題点を解決すべく、行動に移していくこととなります。平成から令和へと時代が変わったように、羅臼町も古きよき伝統はしっかり次世代へ継承し、悪しき風習・考え方や制度、そして組織や構造を思い切って改革して、町民一人一人が本当の意味でのやすらぎや幸せを感じられるまちづくりを目指してまいります。

当町の抱える問題は基幹産業の低迷、人口の減少、防災対策、公共施設の老朽化、一校一園化、北方領土問題など、多岐にわたっております。羅臼町単独での解決が難しい人口減少対策や、広域で取り組んだ方が効率がよく、よい結果に結びつく場合の流通や経済、観光事業につきましては、「知床ナンバー」での実績やつながりの中で、近隣の市町村と連携を図り進めてまいりたいと思います。

このあと項目ごと6点に分けて詳しくお話ししてまいります。それぞれの問題解決のため、羅臼町職員一丸となって取り組んでまいりますし、羅臼町長としての職責をしっかりと果たしてまいります。

平成27年に羅臼町長に就任以来、掲げてきた「Kプロジェクト」は、第2ステージへ向かうこととなります。第2ステージは「行動と改革」であります。これまで町民との会話の機会を通じ、さまざまな問題を浮き彫りにし、対策を練ってまいりました。しかしながら、小手先の対策や取り組みではどうしようもない問題も多く、これからはしっかりと計画のもと、行動に移していかなければなりませんし、行動することで見えてくる問題点は、ときには大きな改革を必要とするものもあると思っております。納税や健康など

への意識改革、経済や産業分野での構造改革、人口減少社会に対応した行政改革などは、避けて通ることのできない課題であると思っております。

残念ながら、現在の当町の予算規模では、全てに御満足いただける行政運営をすることは現状では不可能であり、それぞれの分野において「Kプロジェクト」のもと知恵を絞り、工夫をし、全町民参加のもと、協働でのまちづくりを推進していかなければなりません。これからのまちづくりを考えると、既存の産業だけにこだわることなく、若い人の発想力や情熱を引き出すための機会の提供を通じ、新たな事業や産業創出を目指す取り組みには、しっかりと支援をまいります。

また、当町で近年成長産業である観光分野などに、必要な事業展開を推進し、流動人口拡大、また雇用創出のための企業誘致を含めた企画提案の営業も、羅臼町のトップセールスマンとして積極的に行ってまいります。

知床らうすの持っている自然環境は、世界に類を見ないほど価値のあるすばらしいものであります。このような環境の中で、日々暮らしていること自体が幸せなことだと感じられるようなまちづくりを目指すことこそ、究極の目標でありますので、地域を活性化し、町民一人一人が、経済的にも心理的にも不安のない日々を過ごせる羅臼町にするため、職員一丸となってあらゆる努力をまいります。

羅臼町は年間100億円を水揚げする全国屈指の漁業の町でありましたが、近年では漁業資源の減少が全道的にも続いており、当町の総取扱金額も鮮魚・製品を合わせて2年連続で80億円台まで落ち込んでおります。水産業に依存している当町にとって、漁業の落ち込みは町全体の経済に大きな打撃を与えるとともに、人口の減少にも拍車をかけており、漁業資源の急激な減少の速度を考えますと猶予はなく、町の存続も危機的な事態に陥っています。

このような状況ではありますが、当町の水産業をよい方に改革をしていくことで通年雇用対策に結びつけ、基幹産業である漁業を中心に発展を目指していくことが第一であることに、私の心は全く変わりはありません。

漁業振興に向けては、持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進を基本に、まずは羅臼漁業協同組合の増養殖事業や種苗放流事業の取り組み、組合員の積極的な取り組みをしっかりとサポートしてまいります。本年1月には漁業者や水産加工事業者、宿泊業者で構成された蓄養研究会が立ち上がり、羅臼漁港蓄養施設において海洋深層水を活用した促成昆布の育成研究を始めました。町民による「つくる漁業」への積極的な取り組みであり、大きな期待を寄せているところであります。

また、陸上での種苗生産や海洋深層水の特性を生かした漁獲物の出荷調整による付加価値化や新たな水産資源の蓄養試験など、羅臼漁業協同組合や専門機関と協議しながら、町として「羅臼町蓄養計画」を策定し、つくり育てる漁業を推進してまいります。

水産資源の減少は加工業や小売業にも大きな影響を与えておりますが、漁業資源をふやすということは簡単にできることではありませんので、当町で荷揚げされた魚を地域内で

循環させ、いかにまちの経済に結びつけていくか、今あるこの資源をどう活用して付加価値をつけて町外に出していくかが重要であります。

技術や経験をもった年配の方々が活躍できる新しい産業の創出を支援するとともに、町内での若い起業家へも支援をしております。

国の「水産政策の改革」による漁業法の改正では、「海面利用制度や漁業許可制度の見直し」、「新たな資源管理システムの構築」など、いまだ不透明なところも多くありますが、その動向については町としても注視していく必要があります。

ロシアトロール船の「根こそぎ操業」は、根室海峡に生息する水産生物資源の枯渇に大きな影響を与えているとともに、ロシア国境警備局による見学という執拗なまでの訪船は、安全・安心に操業ができない環境をつくり、漁業経営に大きな経済的損失を与えていることは明白であります。次世代の人達や夢を持って生きていく子ども達たちの目の前の資源を残していくためにも、ロシアトロール船の操業阻止などに伴う要請活動につきましては、引き続き標津町、別海町と共に国、北海道へ強く要請しております。

北方領土につきましても、昨年開催された日露首脳会談において「日ソ共同宣言を基礎とした平和条約交渉が加速すること」で合意されたことは尊重し注視しておりましたが、これまで大きな動きもなく進展していない状況であります。当町は、これまで通り四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結することが必要と考えておりますので、北方領土隣接地域振興対策根室管内連絡協議会や北海道などと連携を図り、北方領土返還に向けた要望活動を強化するとともに、国の外交交渉を後押ししながら返還運動を進めてまいります。

通年雇用を含めた雇用対策につきましては、漁業だけで雇用を創出するのは限界がありますので、安定的な所得の確保と1年を通じて働ける環境の整備、さらに農家の人手不足を解消するため、現在、酪農ヘルパーとしての就業マッチングができないかと模索中があります。標津町農業協同組合の職員による勉強会や酪農家の方々と交えた体験モニター事業の説明会を開催しており、作業の内容や時期など酪農ヘルパーの仕事を理解し、雇用の場となり得るのか検討しているところであります。

また、雇用環境の向上と魅力ある組織づくりのための事業所向けセミナーや、職業スキルを習得するための求職者セミナーの開催など、根室管内4町の広域的な視点で進めております地域雇用活性化推進事業の採択に向け、雇用の促進対策として推進しております。

商工業の振興につきましては、全国から応援をいただき5年目を迎える「ふるさと納税」事業において、知床らうすブランド認証商品を初めとする地域の特産品を返礼品に採用することで、水産物の高次加工や新商品開発など、特産品づくりの機運を高めているとともに、地域経済を支える商工振興策の一つとなっております。「いつかあなたと羅臼で会いたい」をキャッチフレーズに、魅力ある返礼品の提供を通じて寄付者と町内事業者とまちとの関係を強化し、観光誘客やより多くの羅臼ファン獲得を目指して、羅臼が元気になる地域振興策として取り組んでまいります。

また、町内経済の活性化と住民の生活環境の向上を図るため「住宅リフォーム制度」を創設し、町内建設業者が施工する住宅工事費の一部を支援してまいります。

観光の振興につきましては、これまで比較的観光客数が少なかった冬期間において、観光船事業者や観光関係者の努力により、流水やバードウォッチングなどを目的とした外国人を含む多くの観光客に訪れていただけるようになりました。夏期のホエールウォッチングもメディアなどで大きく取り上げられていることもあり、目の前の海域で見られるシャチやクジラを目的に観光客が訪れております。

羅臼町が持っているポテンシャルは非常に高いものでありますので、多くの方々に当町へ訪れていただくため、トップセールスにより修学旅行や観光客の誘致を推進し、交流人口・関係人口の拡大を図ってまいります。さらには、雇用の拡大と温泉など地域資源を生かした観光関連企業の誘致も進めてまいります。

広域観光では、根室観光連盟を初め、根室管内1市4町や道東ひがし北海道の各関係機関とも連携しながら、二次交通を含むアクセスなどの課題解決に向けた検討を進めてまいります。近年は、大型バスよりレンタカーを利用される方が非常にふえておりますので、「知床ナンバー」をつけたレンタカーの周遊による知名度向上に努めてまいります。

昨年から情報発信を強化するため、地域おこし協力隊員が専任となり、当町の日常生活体験のほか、イベント情報や産業、自然、特産品など羅臼ならではの魅力を発信したことにより、着実に羅臼ファンがふえてきていると思われまます。今年度はSNSによる情報発信のほか、町ホームページの見直しに伴い、観光情報に特化したウェブサイトを充実させてまいります。

当町は、地震や津波が発生する可能性がある地域であるとともに、活火山に指定されている羅臼岳や知床硫黄山などの火山活動にも警戒しなければなりません。

また、千島海溝でマグニチュード9以上の巨大地震を想定する新たな長期評価が政府の地震調査委員会から公表され、巨大地震の発生が切迫している可能性が高く、大津波が起きる恐れがあるなど、防災への取り組みが求められているところでもあります。平成24年7月にハザードブックを作成し、既に避難場所や津波・洪水による浸水範囲、土砂災害による危険箇所などの情報を町民に周知しているところではありますが、この巨大地震発生の可能性の公表に伴い、津波想定が見直される見込みであることと、町内における土砂災害警戒区域などの調査が完了したこと、また、指定緊急避難所・指定避難所の指定や河川の浸水想定の見直しなど、新たに周知しなければならない情報があるため、ハザードブックの見直しにつきまして検討してまいります。各種災害に備えて、避難場所や非常持ち出し品の再確認などをしていただくため、今年度も引き続き、住民の一斉避難訓練やシェイクアウト訓練のほか、各関係機関による注意喚起や情報伝達訓練などを実施してまいります。

また、今年度は冬期間における訓練につきましても、関係機関に助言をいただきながら、実施内容や方法などを検討してまいります。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策

基本法の改正が行われ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が必要になりましたことから、当町でも対象者の名簿を作成し、地域住民や消防、警察などの避難協力者への個人情報開示についての同意作業を行っており、現在、個別計画作成の準備を進めているところでありますが、引き続き、災害発生時に一人でも多くの要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者や避難支援等関係者の生命と身体を守るための取り組みを推進してまいります。

情報伝達手段として登録制の防災メールの運用も行っておりますので、一人でも多くの方の登録をお願いいたします。

災害時の備蓄体制につきましては、住民、企業、行政の一体的な取り組みを基本として、被災者に対する円滑な支援・救援活動が行えるよう、引き続き、民間企業などとの協定締結に取り組んでまいります。

北海道においては、幅広い各層に防災教育が浸透し、自助・共助・公助が連携する社会を目指して、防災教育の輪を広げていく取り組みが進められておりますが、当町におきましても、町民が災害についてのさまざまな知識を持ち、いざというときに適切な行動をとることができるように、継続的な防災教育に取り組むことが必要となっております。今年度は、北海道からモデル実践校として選定されました羅臼小学校において、児童が防災について考える「一日防災学校」として実施する計画をしておりますので、実施校である羅臼小学校や教育委員会、関係機関などと連携しながら積極的に支援してまいります。

防犯、暴力追放の活動、取り組みにつきましては、羅臼駐在所と連携を図り、羅臼町防犯協会等の関係団体と一体となり、特に近年横行する悪質な還付金詐欺や振り込め詐欺など、巧妙化・多様化した犯罪へも早期発見に努め、情報提供や注意喚起、犯罪の未然防止や、犯罪に巻き込まれないよう取り組んでまいります。

交通安全につきましては、悲しい出来事が全国各地で発生しております。羅臼町においても、昨年7月14日に交通事故で尊い命を失いました。この後も羅臼町交通安全協会などと連携し、啓発活動を強化してきたところではありますが、人身事故も起きております。

このため、羅臼駐在所にも御協力いただきながら、パトロール強化や、町民の皆様には、みずからも被害者、あるいは加害者となる可能性があることを今一度、御理解いただくため、交通安全の啓蒙普及活動に取り組んでまいります。

また、飲酒運転の報告も寄せられており、重大事故につながれば、人を死に至らしめる許しがたい危険行為であります。地域全体の問題と捉え、町長として飲酒運転の根絶を誓い、断固とした態度で行動してまいり所存であります。

町営住宅につきましては、羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい町営住宅の適正な活用を図るため、計画的な建てかえや改善、修繕の実施により、適正な供給戸数の確保による住宅セーフティーネットづくりを進め、安全・安心に住み続けられる良質な町営住宅の形成を基本目標に進めてまいります。

全国的にも大きな問題となっております空き家対策ですが、当町においても適切に管理

されていない老朽化した空き家などが、町民の安全・安心な生活に影響を及ぼしていることから、個別に対応しておりますが、所有者などの経済状況や相続など多くの問題を抱えている現状であります。羅臼町空き家等対策検討委員会にて町内会の皆様の協力を得ながら、町内における空き家などの実態調査を行い、さらに所有者や関係者の特定と今後の空き家の方針について把握するため、アンケート調査を行った結果を踏まえ、今後、町としての対策につきまして検討してまいります。なお、今後も所有者や関係者の特定に努め、防災上問題のある物件につきましては、問題解決に向け強く指導を行ってまいります。

上水道につきましては、町民生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つである水道を将来にわたって安定して供給できるよう努めてまいります。

しかしながら、水道本管及び設備を含む水道施設など全体的に老朽化が進んでいることから、経過年数や緊急性、他の老朽管への影響なども考慮し、効率的に更新できるよう計画策定に向け調査検討を進めてまいります。また、水道事業の健全経営を図るため、水道料金の見直しの検討を行ってまいります。

町民が地域内で安心して過ごしていくために、診療所や在宅での医療サービス、健康づくりを中心とした保健サービス、リハビリや介護などの福祉サービスを関係者が連携して進めていくことが重要であり、地域包括ケア体制の充実に向けた取り組みを進めてまいりました。

今後は、障害者が地域の中で安心して生活できる障害者福祉の充実と、町の宝であります子どもを安心して子育てできる支援を強化してまいります。

知床らうす保険診療所に、本年4月から木島真所長が着任されました。また、これまで非常勤の医師として勤務していただいた3名の医師につきましても、引き続き勤務していただけるということで、ほぼ毎日2名体制での診察となっております。専門外来につきましては、これまでどおり整形外科や循環器内科など5部門の診療を継続していただけるよう孝仁会へ要請してまいります。

町内の介護施設、介護サービス事業所におきましては依然として職員不足が続いております。そのため、介護職員の担い手確保と、現役介護職員の技術向上を目的に、昨年、町内において介護福祉士実務者研修を実施し、24名の職員が参加いたしました。本年度におきましては、町内で開催する予定はありませんが、新規職員などが介護研修に参加しやすいよう支援してまいります。

本年4月現在の介護認定者は220名で、そのうち、要介護認定者は169名となっております。今後も持続可能な事業所運営と介護サービスを提供できるよう事業者とともに検討してまいります。

高齢者が、健康で長生きできるように介護予防ボランティアが自主的に実施してきた「ふまねっとサロン」の開催を支援してまいります。また、特に後期高齢者の自立した生活を目指すために、多様な交流の場での健診の受診勧奨や健康相談を継続して行なってまいります。

生活習慣病の予防は個々の状況に合った指導を実施してまいりましたが、依然として小児の虫歯や肥満、成人の高血圧や糖尿病、脂質異常症などからの循環器疾患の発症や重症化が見られることから、今後も幼稚園や学校、診療所などと連携しながら、個別支援を強化してまいります。

子育て支援につきましては、今年度から「放課後児童クラブ」を新たに春松小学校内に開設し、また「幼稚園の預かり保育」につきましては預かり時間の延長を行うことといたしました。

幼児期の保育につきましては充実してきているものの、就園前の乳幼児の保育体制は、いまだ不安定な状況にありますので、今年度策定する「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」において、安心して子育てができる支援体制を確立できるよう検討してまいります。

昨年度、教育委員会と保健福祉課、幼稚園などと連携した町職員の横断的な組織「子どもの自立・親育ち応援チーム」を立ち上げましたので、関係機関と連携し、まちの子どもたちの適切な発育や発達段階に合わせた親としてのかかわり方や、健康課題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。

障害を持つ方などが地域で安心して暮らせるように、昨年度、根室管内の1市4町が協力し、中標津町に地域生活支援拠点を設置し、拠点コーディネーターを配置いたしました。町としましても、この地域生活支援拠点と連携を図り、地域のための整備を積極的に推進していくことで、障害を持つ方などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ってまいります。

羅臼町社会福祉協議会が運営する就労継続支援事業所では、障害のある人が就労を初めとしたさまざまな社会経済活動に積極的に参加し、地域で暮らし続けていけることを目指して活動しております。町内での就労の場の安定した確保を含めた、障害者の生活支援体制の構築を、羅臼町社会福祉協議会と町で協議してまいります。

近年の過疎化や単身高齢者の増加、少子化などに伴い、従来家庭や地域で行われていた支え合いが希薄となる中で、住民が互いに協力して支え合うことが必要となっております。こうした中、共生型地域福祉拠点として、高齢者や障害者、子どもなどを含む地域住民が集い交流する場の整備が求められており、町といたしましては、これまでさまざまな事業展開の場としておりました羅臼町公民館を拠点施設と考えておりましたが、現状では無理となりましたので、今後は、地域包括支援センターや各コミュニティセンターでの事業を検討するとともに、羅臼町社会福祉協議会と十分検討し、支援してまいります。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革として準備を進めてまいりました国民健康保険の都道府県化が、導入から1年がたちましたが、特に大きな問題はなく経過しております。今年度は、保険者インセンティブの指標でもある特定健診受診率の向上に向けて、対象者に伝わる、よりわかりやすい資材の使用をするなど、受診勧奨の方策を見直します。

また、保健指導のほか、後発医薬品の使用率増加などを強化し、医療費適正化に向けた取り組みをしてまいります。国保加入者はもとより、全ての町民が、それぞれに対象となる健診を受診し、健康管理につつまして御協力いただきますよう強くお願いいたします。

なお、今年度の保険税率につつましては、昨年度同様、引き上げることなく、6月に当初賦課を行うことになりました。今後も保険税の収納率向上に手を緩めることなく、引き続き、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携した取り組みを行ってまいりますので、納期内完納の御協力をお願いいたします。後期高齢者医療制度につつましても、医療費適正化に向けた保健指導と介護予防活動を一体的に実施する検討を行うとともに、円滑な運営に努めてまいります。

ごみ処理施設の老朽化や燃料費の高騰などにより、ごみ処理費用が年々増加する中、当町のごみ袋の価格は平成17年9月の値上げ以来、14年にわたり据え置いておりますことから、料金改定につつましても検討してまいります。

また、ごみ焼却時のCO<sub>2</sub>削減を目的としたごみの減量化を進めるため、地球温暖化対策に取り組む国民運動「クールチョイス」に賛同し、自然環境保全の重要性を国内外にアピールするほか、幼少期からの自然環境教育を積極的に推進いたします。

環境保全につつましては、不法投棄は大きな問題となっており、昨年は羅臼駐在所、羅臼海上保安署の御協力により、検挙者も出すなど強い姿勢で取り組んでまいりました。不法投棄ごみは、町的美観を損ねるばかりか、水産を初めとする産業資源に脅威となり、産業・経済に多大な損害を与えるものであります。このため、監視体制のさらなる強化により投棄者を特定し、摘発による法的な対処も辞さない覚悟で取り組んでまいります。

このような中、「ねむろ自然の番人宣言・羅臼認定事業所」は、26の企業や団体の賛同を得て、行政との連絡のもと、環境保全美化啓発のほか、不法投棄物の回収にも御協力いただくなど、非常に心強く感じております。さらに、羅臼町連合町内会、羅臼漁業協同組合女性部や青年部などによる清掃活動や、知床財団のトンネル清掃活動、町外からも北電中標津ネットワークセンターが2カ年連続で海岸のクリーンボランティアを実施していただくなど、美化活動の輪が広がりを見せていることにつつまして、大変すばらしいことと感じております。

また、小中高生による清掃活動も継続されてもおり、親や地域社会の大人もごみ問題に真剣に取り組む姿は、子どもたちに対してもっともよい啓発運動になると考えています。各家庭や地域の会合においても、ポイ捨てや不法投棄を話題にいただき、環境保全の取り組みが、町のあらゆる営みにつながることを多くの方々が認識されるよう御協力をお願いするものであります。

根室北部衛生組合が管理する一般廃棄物最終処分場につつましては、標津町崎無異地区施設が使用期限を迎えるに当たり、標津、羅臼2町の協定に基づき、更新施設を当町に建設するため整備を促進してまいります。建設地には、峯浜町の住民合意をいただき、既に稼働する堆肥センター及び水産系廃棄物処理施設の後背地に決定しており、本年度は地質

調査のほか、生活環境影響調査等を進め、基本計画などを策定するものです。

また、国有保安林第107林班内にあるため、農林水産省との事前協議を開始し、解除にかかわる申請手続きを並行し進めてまいります。このほか、本地域に通じる植別2号線は未舗装であり、経年劣化から傷みも激しく、農業振興地への影響も懸念されることから総延長2,857メートルの舗装化を本年度から3年かけ実施いたします。

合併処理浄化槽による生活排水処理人口は、昨年度末で約57%となっており、新たな事業展開として、トイレの排水のみを浄化する単独浄化槽から合併処理浄化槽に入れかえる際の撤去費用の補助を新設いたしました。当町に現有する約130基の単独浄化槽は老朽化しており、負担を軽減することで入れかえを促してまいります。

し尿処理につきましては、根室北部衛生組合が管理運営するし尿処理浄化センターにおいて、共同処理が行われております。標津町茶志骨にある当該施設は、昭和46年度より稼働しており、平成8年度と平成28年度の二度にわたり、施設延命のための改修工事を行いました。躯体構造の老朽化のため使用期限は令和8年度が限界であると予測されております。このため本年度は、新たな処理施設を整備するに当たって、基本構想を策定するための負担金を予算措置させていただいたところであります。

世界自然遺産関連につきましては、北海道が定めた世界自然遺産・知床の日を盛り上げるとともに、多くの人に知床を知っていただく機会として、しれとこ食の宴が初めて開催されました。本年度もホテルライフオーソ札幌を初め、北海道や斜里町とも連携し、世界に誇る知床のPRに努めてまいります。また、秋には日本に4地域しかない世界自然遺産地域の所在自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会が羅臼町で開催することとなっております。知床の豊かな自然と美しい景観を見ていただき、世界自然遺産知床の価値と魅力を発信してまいります。

当町の教育課題として、子どもたちのさらなる学力や体力の向上、望ましい生活習慣の定着や障害のある子どもたちへの支援、豊かな心の育成、家庭の教育力低下への対策や人間関係の希薄化による地域全体の学びの支援強化など、多くの課題が挙げられます。当町の成長・発展を持続的に実現していくための未来をつくる子どもたちの育成には、一人一人の能力や可能性を最大限に引き出し、多様な個性を伸ばす教育が必要となっております。

そのためには、教育に携わる関係者及び町民皆様が、持続可能な発展の教育の重要性を認識し、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚することが何よりも大切です。当町の豊かな自然環境や歴史・文化のもとで、これまで先人の積み重ねてきた成果と知恵・工夫などを基礎とし、全ての町民の皆様とともに教育大綱を共有し、さまざまな分野について広く連携して教育の充実に取り組んでまいります。

当町が推進しております幼小中高一貫教育では、教育関係者とともに子ども達の発達や学びの連続性を考慮した取り組みを行い、生涯にわたる人格形成の基礎を培ってまいります。また、世界自然遺産知床には、水産資源、酪農資源、観光資源が豊富にあり、知床を

訪れる外国人観光客もふえています。国際社会で活躍できるようにするためにも、英語教育の充実を図り、国際的コミュニケーション能力やチャレンジ精神、異文化に寛容性を持ったグローバル人材の育成につながる取り組みを推進してまいります。

羅臼高等学校の教育環境の充実につきましては、今後において、1学年2間口が見込まれないことから、地元の子どもたちが、地元で高等教育が受けられる環境を充実していくため、令和2年度に向けて地域連携特例校の指定を受け、遠隔授業や特色ある教科への支援を強化し、次年度の入学者の決定を見越しながら、限られた教職員数で無理なく可能な指導ができるよう、教育委員会とともに協力して支援を継続してまいります。

また、少子化や核家族化が進行する中で、子育てに対する過保護や過干渉の問題、育児への不安を抱く保護者がふえており、新たな対応が求められております。子育て環境の充実のため、保健福祉課と社会教育課との連携で各幼稚園、各学校PTAに子育て支援のための家庭教育学級の開催などで問題解決を目指す学習活動に取り組んでまいります。

人口減少や少子化による児童数の減少に伴う小学校の一校化、幼稚園の一園化の具体的な幼稚園・学校適正配置計画の策定につきましては、今後の児童・生徒数の状況や新学習指導要領に基づいた教育課程がしっかりと行えるよう環境を整えるためにも、令和4年度に一校一園化を実現できるよう、町民の皆様とも協議を深めながら、幼稚園・学校適正配置計画の策定を進めてまいります。

体育館及び公民館の今後のあり方についてであります。体育館につきましては、耐震改修を行うための設計委託を第1回臨時議会で承認をいただいたところでありますが、さらに利用しやすい施設にするため内部改修もあわせて行いたく、今般、設計委託費の追加をお願いするところがございます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

公民館につきましては、耐震診断結果から解体することとなりましたが、公民館機能を維持させるため前述の一校一園化による幼稚園・学校適正配置計画策定後の空き施設の活用などを含め、総合的に判断してまいりたいと考えております。

令和元年度当初予算における一般会計の予算総額43億2,700万円につきましては、3月の第1回定例会で説明させていただいたところであります。当町の財政構造は、その多くを町税や地方交付税に求めているところであり、依然として漁獲量の不振が続く中、町税の増収が見込めないこと、さらには地方交付税の算定基準となる人口の減少による減額などが大きく影響しております。

そのため、今年度も収支不足を補うため財政調整基金、減債基金、文教施設整備基金、公共施設整備基金、知床・羅臼まちづくり基金、地域福祉基金の六つの基金から、総額2億7,000万円を充当財源として、取り崩しを行ったところであります。

町税の収納につきましては、漁業不振の影響が大であり、漁業従事者、いわゆる乗り子や加工場などの漁業関連の職種においては、以前のような収入確保が難しい状況となっております。さらには、漁業関連以外の商業、飲食業にもその影響が連鎖し、閉店や倒産も発生する中であって、町全体として不景気風が色濃くなっており、税収確保に大変苦労し

ている状況であります。

今後、滞納者の発生を防ぐため、当町に多く見られる切り上げ払いの習慣を改め、毎月の生計費に納税を位置づけていただく意識改革を促す指導を徹底するほか、滞納者に対しては引き続き、完納に向けた計画的な納税の指導と履行監視を徹底しながら、誠意が見られない滞納者に対しては、滞納整理機構や北海道と連携しながら差し押え等の滞納処分の執行など、徴収を強化して進めてまいります。

こうした観点を踏まえ、町が有する全ての債権につきましても債権管理条例に基づいた収納対策により歳入の確保に努めてまいります。

一方、歳出につきましては、平成29年度決算の財政健全化法に定められた四つの指標は、これまでの行財政改革などにより一般会計、各特別会計ともに黒字決算を維持し、全て国の基準をクリアしており、健全な状態にあるものの、財政構造の弾力性を示す代表的な指標である経常収支比率は、前年度比0.2ポイント悪化の82.8%となり、適止範囲とされる70から80%と比較すると、財政の硬直化が着実に進行しており、懸念されるところであります。

今後も急速に進む少子高齢化に伴う社会保障費の増大に加え、公共施設等の利用需要の変化や老朽化対策などが予想されることを踏まえ、公共施設等の管理、改修、更新、廃止、解体など一連の取り組みを羅臼町公共施設等総合管理計画に基づき、着実に取り組んでまいります。そのためには、行財政改革と財政健全化を両立させ、留保資金の取り崩しに頼らず、収支の均衡を保つことができる身の丈に合った財政運営を念頭に財政構造の転換を推進し、持続可能な安定した財政の確立を目指してまいります。

また、特別会計につきましても、財政の健全度を示す指標の算定において、連結決算の対象であることを十分に認識し、徹底した歳入確保及び歳出削減に努めてまいります。

今後の財政運営がより一層厳しさを増す財政事情の中ではありますが、喫緊の重点施策と位置づけております町営住宅の建てかえや耐震診断結果による公民館の解体、体育館の長寿命化対策など直面する行政課題を的確に把握し、限られた財源の重点的、効率的な配分で「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、徹底した検討を行ってまいります。

あわせて、財政調整基金はもとより、公共施設整備基金などへの積み立てにつきましても、最大限可能な限り進めるとともに、町債につきましても有利な起債の積極的活用や研究を行い、債務償還能力を踏まえた資金収支の健全性に努め、安定した強固な財政基盤の実現を目指してまいります。

以上、今任期中における所信の一端と、当面するまちづくりの行政課題などにつきまして述べていただきました。当町の主産業であります漁業の水揚げ、漁獲高は依然として低迷し続けており、町内の経済動向や人口減少に大きく影響を与え、不安に追い込まれていると感じております。2期目の町政を執行するに当たり、私の基本姿勢に変わりなく「羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクト」を柱に産業・経済の安定化のために大胆な改革の取り組みを進め、羅臼町発展のため一層精進を重ね、全力を尽くしてまいりま

す。

また、行政に携わる職員にはこれまでの仕事を踏襲することなく、個々の意識改革を含め、めり張りをつけた行政サービスにあたるよう督励し、「改革する職場」の実現を目指してまいります。

議員各位を初め、町民皆様、関係機関や諸団体の皆様、そして我が町を応援して下さる多くの皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） ここで11時15分まで休憩いたします。

11時15分再開いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（山崎 守君） 令和元年羅臼町議会第2回定例会の開会に当たり、教育行政の基本姿勢と主要な施策について申し上げます。

全国的に少子高齢化や人口減少、地方の過疎化による働き手不足と集落存続の危機という大きな課題が浮き彫りとなってきております。また、世界的な気候変動による海水温の影響は、当町においても漁獲高に影響し、産業の低迷につながっています。このような急激な時代の変化に対応できる人材の育成が早急に求められています。

当町の成長、発展を持続的に実現していく未来をつくる子どもたちの育成には、一人一人の能力や可能性を最大限に引き出し、多様な個性を伸ばす教育が必要となっております。そのためには、教育に携わる関係者及び町民全てが教育の重要性を認識し、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚することが何よりも大切です。

当町の豊かな自然環境や歴史・文化のもとで、全ての町民の皆様とともに教育大綱を共有し、さまざまな分野について広く連携して教育の充実に向け取り組んでまいります。

当町の持続可能な地域社会の実現と未来をつくる人材の育成を目指すためには、社会で生きぬく力を身につけた子どもたちを育成する必要があります。昨年からは、新しい幼稚園教育要領による幼稚園教育が始まっています。また、新しい学習指導要領は、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となり、高等学校は令和4年度から実施するとされています。

全ての指導要領の前文には、「これからの学校には、一人一人の子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることが求められる。」とあります。

このように、幼稚園教育・学校教育では、指導要領の前文にE S Dに基づいた表現が組み込まれたことから、今後4年間の方向性として、幼小中高一貫教育を軸に「気づく力」「考察する力」「解決する力」を育て、学習することの大切さをみずから学び、学力の向上に結びつけていきたいと考えております。

また、小学校の新学習指導要領では外国語教育が実施されますので、英語教育に力を注ぐことに加え、中学校、高等学校でも英語力の強化につながる取り組みを検討してまいります。

社会教育では、生涯学習や芸術文化・スポーツの振興をとおして、次代を担う人材の育成に努めるとともに、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

主な施策について申し上げます。子どもたちに、郷土の歴史や自然への興味・関心を持たせ、教育的な狙いを明確にした体験による学びは、豊かな心情や思考力を培い、創造性を豊かにします。

今年度は、北海道教育委員会から「海洋教育パイオニアスクールプログラム」の研究指定を受け、立教大学E S D研究所や東京大学海洋教育センターと連携して、幼稚園から高校まで体系的なプログラムの実践を推進してまいります。海洋教育は、E S D、S D G Sに基づいた海を切り口とした教育でございます。豊かな自然に囲まれた羅臼の海についての学びを通して、当町が直面する課題をみずから探り、行動する人材を育ててまいります。その成果につきましては、羅臼町ユネスコスクール研究発表会で互いの学習の成果を発表し合い、学び合い、交流する機会を設けるとともに、北海道教育委員会が開催する発表の場や、東京大学で開催する「海洋教育サミット」にも積極的に参加し、子どもたちが社会の一員としての役割を果たし、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮し、必要な能力や態度を育ててまいります。

また、ふるさとキャリア教育、産業人材の育成、世界自然遺産知床を通しての海洋教育・環境教育を利用したグローバル人材の育成につきましては、各学校及び教育関係機関と連携を深めながら継続して進めてまいります。

未来を担う子どもたちが将来たくましく生きていくためには、思考力や判断力、表現力などを通して新しい課題に果敢に取り組める力、いわゆる「社会で生きぬく力」が求められています。現在、取り組んでいる幼小中高一貫教育と、新たに地域全体で子どもたちの学びを育てるという視点に立った幼児教育・学校教育の重点について申し上げます。

当町が進める幼小中高一貫教育を通して、子どもたちの確かな学力を育む学習指導や健やかな体を育む取り組み、特別支援教育や豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取り組みを継続し、学力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

子育て支援の一環として、今年度から幼稚園での保育時間を15分早め、午前7時30分から午後は18時までに拡大し、預かり保育体制の充実を図っております。さらに給食を2学期から年少、年中、年長のそれぞれで開始いたします。来年度から、年少は毎年2学期からの開始。年中、年長は、年間を通し給食を提供することとし、子育て支援の充実

を図ってまいります。

また、人口減少や少子化による児童数の減少に伴う幼稚園の一園化、小学校の単校化の具体的な幼稚園・学校適正配置計画の策定を進めております。スケジュールとしましては、今年度、幼稚園・学校適正配置計画をつくり、次年度には、町民の皆様とも協議を深め、令和3年度に単校一園化に必要な施設の改修を行い、令和4年度に単校一園化を実現いたします。

今後の児童・生徒数の状況や、新学習指導要領に沿った教育課程がしっかりと行える環境を整えるためにも、着実に遂行してまいりたいと考えています。

次に、学校におけるICT環境の整備についてでございます。今年度、各小学校において、教育用及び校務用パソコンのコンピューターを動かすためのソフトが、令和2年1月に使用期限を迎えることから、新規に整備をしなければならない状況にあります。次年度以降、小学校で新たに行われるプログラミング教育などに対応できる環境を整えてまいりたいと考えています。

次に、文部科学省で平成29年度12月に学校における働き方改革に関する緊急対策がまとめられ、北海道教育庁でも北海道アクションプランを作成されたことから、当町においても、4月から「学校における働き方改革のための羅臼町アクションプラン」をスタートさせているところでございます。このプランは、教職員の時間外勤務の制限や学校閉庁日の設定、部活動に関する休養日等、教員の業務に専念できる環境の整備を行うものでございます。これと並行して、効率的・効果的に業務を遂行できるよう北海道立教育研究所や北海道教育大学釧路校との連携協力により、教職員の資質能力の向上に向けた研修機会の充実を図ります。

次に、羅臼高等学校への支援についてですが、今後において1学年1間口が確定されたことから、来年度から地域連携特例校に指定される動きがあります。指定を受けますと遠隔システムが導入され、生徒会交流や教職員研修などに活用されるようになります。指定を受けるに当たっては地域への説明会を開催し、皆様の御理解を十分にいただきながら、地元の子どもたちが地元で高等教育が受けられるよう環境を整えるとともに、特色ある教科等への支援をさらに強化し、充実させてまいります。

今年度の社会教育につきましては、第7次社会教育中期計画の最終年度と、第8次中期計画の策定年度となっております。今後、各種委員からなる第8次社会教育中期計画策定委員会を設置し、第7次の反省評価及び社会情勢を勘案しながら、令和2年度から令和5年度までの4カ年計画を策定してまいります。

また、文部科学省が積極的に推進するコミュニティスクールについてですが、学校は、保護者や地域住民から寄せられる意見や要望を的確に把握し、組織的・継続的に運営の改善を図り、保護者や地域の理解を深め、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められており、学校経営方針や学校評価についても共通理解を深めなければなりません。昨年度までに、教育関係者等で研修を重ねてきており、来年度の開始に向けて設立準備委員

会を設置し、準備を進めてまいります。

次に、社会教育事業につきましては、次の2点を重点として推進してまいります。

一つ目は、子育て支援についてでございます。昨年、保健福祉課と連携した「親育ち応援チーム」のアンケート調査を実施いたしました。その結果を踏まえ、子を持つ親の悩みや相談を解決するための家庭教育学級等を開催し、子育て支援を充実させてまいります。

二つ目は、青年教育でございます。町内の青年層の交流や道内で活躍する人たちとの交流を深め、町内研修や道内研修の機会を持ちながら、同世代への波及効果を狙い、次代のまちづくりの担い手を育成してまいります。

次に、公民館事業について、次の2点を重点として推進してまいります。

一つ目は、各種講座の充実でございます。実生活に即した講座や各種趣味講座を、町内会館や学校開放を利用して開催してまいりたいと考えています。

二つ目は、芸術鑑賞事業の提供でございます。青年層や成人層を中心とした実行委員会を組織し、住民への芸術鑑賞機会の充実を図り、生き生きと心豊かな生活が送れるよう芸術文化の振興を図ってまいります。

次に、スポーツ活動の推進についてでございます。地域スポーツクラブらিずや体育協会、スポーツ少年団と連携・協力し、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、町民の健康増進及びスポーツの振興を図ってまいります。

いずれにいたしましても芸術文化の振興、スポーツ活動の推進につきましては、活動拠点が限られた中ではありますが、各関係団体と協議を深めながら、連携・協力し、それぞれの活動が衰退しないよう、最大限に支援してまいりたいと考えております。

また、社会教育施設の整備充実についてですが、現在、町民体育館、公民館の耐震診断の結果、両施設が使用できなくなり、町民の文化、スポーツの活動拠点が失われ、学校開放や町内会館などを代替の施設として、住民の方々の協力を得て使用させていただき、活動を継続しているところでございます。

体育館につきましては耐震改修のほか、あわせてアリーナのLED化や多目的トイレの設置、1階部分に会議室等を設けるなど内部改修を行い、さらに利用しやすい施設にする計画でありますので、今般、設計委託費の追加をお願いするところでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

公民館につきましては、耐震診断結果からも解体せざるを得なくなり、背面が急傾斜地のため、避難施設など公共施設の立地条件としてそぐわない場所であります。前述の一校一園化による幼稚園・学校適正配置計画策定後の空き施設の利用など、公民館機能について総合的に判断してまいりたいと考えています。

また、図書室につきましては、役場1階ロビーを活用し、一般向けの貸し出しを再開します。さらに、蔵書検索システムを活用し、学校図書室との連携を深め、町民にとって利用しやすい環境を整備してまいります。

以上、令和元年度教育行政の主要な方針を申し上げます。

教育委員会といたしましては、当町の持続可能な地域づくりの未来を創造する人材の育成を推進するとともに、町民の皆様が生涯にわたって豊かな学びが続けられる環境づくりに最善の努力と教育施策を着実に実行してまいります。そのためには、議員の皆様を初め、両小学校PTAの皆様、中学校・高等学校PTAの皆様、地域住民の皆様の深い御理解と建設的な御協力・御支援をいただき、ともに地域力の向上を目指して、教育施策を推進してまいりますので、重ねまして皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） 以上で町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。

---

### ◎日程第6 町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問をいたします。私の質問は3件で、8点についてお答えをいただきたいと思います。

初めに、羅臼町の子ども・子育て支援に関して3点お伺いします。

1点目、当町の子育て支援施策の概要と、子ども・子育て支援の基本的な考え方をお答えください。

2点目、子育て負担の軽減策は、親御さんの経済的・精神的負担を軽くし、少子化対策にも大きく寄与すると思うが、当町の子ども医療費負担の現状及び近隣自治体と比較してどのような状況にあるのかお答えください。

3点目、幼児教育・保育の無償化を実施するための改正子ども・子育て支援法がこの5月10日成立しました。この幼児無償化法の制度の概要と、この制度による当町の概要施設、施設に通う幼児数、10月からの制度運用に向けて対策すべきことは何かお答えください。

次に、国民健康保険税に関して3点お伺いします。

1点目、令和元年、2019年度、当町の国保税額は道標準保険料率による道への納付金調定額と比較し、その差及び評価をお答えください。

2点目、2019年度、当町の国保税調定額は、前年度比較でどの水準かお答えください。

3点目、国保税負担を軽減するための対策として、徴収率の改善、基金の活用、均等割の見直し、国庫負担の拡大などがあるが、当町の国保税負担軽減に向けての考え方をお答えください。

次に、新年度予算商工振興費のうち、住宅施策に関して2点お伺いします。

1点目、住宅リフォーム補助金として50万円計上されているが、当町の住宅リフォーム制度の内容と実施要領をお答えください。

2点目、いつから実施をするのか、スケジュールをお答えください。

以上3件、8点の質問をいたします。この後、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町の「子ども・子育て支援」について3点の質問であります。

1点目は、「当町の子育て支援施策の概要と、子ども・子育て支援の基本的な考え方は」との御質問であります。

急速な少子化の進行を踏まえ、子ども・子育てを取り巻く世界情勢の変化を受け、平成24年に子ども・子育て支援法が成立し、全市町村に「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられました。当町でも、平成28年度から今年度までの期間を第1期とした計画を策定し、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本方針として、各施策を展開し、施設型給付として二つの幼稚園、地域子ども・子育て支援事業として、子育て支援センターや幼稚園における預かり保育、乳児全戸訪問等を充実してまいりました。

また、新たな事業としては平成28年4月に羅臼小学校放課後児童クラブを開設し、本年4月から春松小学校にもクラブを開設いたしました。

2点目は、「子育て負担の軽減策は親御さんの経済的、精神的負担を軽くし、少子化対策にも大きく寄与すると思うが、当町の子ども医療費の負担の現状及び近隣自治体と比較してどのような状況にあるのか」との御質問でございます。

坂本議員からは、過去に同様の御質問をいただいておりますが、町の医療費については、保険診療負担分について、ゼロ歳から3歳の誕生日までは初診料のみの自己負担、3歳から就学前については1割負担、小学生については入院のみ1割自己負担となっております。

また、近隣の自治体につきましては、中標津町が当町と同様の助成状況であります。別海町については中学生まで、標津町につきましては高校生までの保険診療分の医療費を無償化しております。

3点目は、「幼児教育・保育の無償化を実施するための改正子ども・子育て支援法」がこの5月10日に成立したが、この幼児無償化法の制度の概要と、この制度による当町の該当施設、施設に通う幼児数、10月からの制度導入に向けて対策すべきことは」との御質問であります。

子育て世代を応援し、社会保障を全世代がほかへ抜本的に変えるための方策として、消費税が引き上げられる本年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化すること。また、ゼロから2歳児で住民税

非課税世帯の子どもたちの利用料及び幼稚園の預かり保育を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定を受けた場合、その保育料科を無償化することとしております。

当町の該当施設であります。既に現行法に基づく個人給付の対象となっている二つの幼稚園が該当となっております。また、町内の認可外保育施設であるちゅうりっぷ保育園につきましては、無償化対象施設とする確認事務を町が今後行うこととなります。幼稚園無償化の対象数であります。4月末現在で両幼稚園の園児数93名で、また、預かり保育およびゼロから2歳児の無償化対象者については、新たに保育の必要性の認定や所得の状況を調査する必要があることから、現在のところは確定できません。10月からの運用に対して、対象施設の確認事務や保育の給付事務を行う必要があることから、関係機関と調整し、認定申請等周知等を幼稚園や保育園を通じて対象者にもれなく行い、申請から支給決定していくこととしております。10月からの無償化に向けて支障の来たすことのないよう準備を進めてまいります。

2件目は、「国民健康保険税に関して」3点の質問でございます。

1点目の「令和元年度の当町の国保税額は、道標準保険料率による道への納付金額と比較しての差及び評価」と、2点目の「当町の国保税調定額は、前年度比較でどの水準か」につきましては、関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

5月第2回臨時会参考資料でお示ししておりますが、今年度の国保税では、北海道から求められている納付額と道標準保険料率で賦課した額との差は、約933万円の不足でありました。制度移行2年目であり、現状では今後も被保険者数の減少や不安定な所得の状況、また北海道から求められる納付金など、いろいろと不透明なことが多いことから、北海道が定める運営方針が見直される来年度までは、税率を変更しないことといたしました。

今年度の国保税一人当たりの調定額の単純計算は16万3,221円で、昨年度の15万2,567円と比較し、1万654円ほど上昇しております。上昇の主な要因としては、賦課限度額の引き上げによる影響及び被保者の減少や所得状況などが加味されていると思われま。

3点目は「国保税負担軽減のための対策として、徴収率の改善、基金の活用、均等割の見直し、国庫負担の拡大などがあるが、当町の国保税負担軽減に向けた考え方は」との質問でございます。

国保税負担軽減のためには、まず歳入である徴収率を改善する必要があると考えております。今年度は北海道で実施する収納率向上アドバイザー事業を活用し、専門的意見をいただきながら、徴収率向上に向けた取り組みを担当課とともに実施してまいります。また、国庫負担の拡大に向けては保険者努力支援制度による支援金の獲得に向け、特定健診受診率の向上や後発医薬品使用率の増加など、医療費適正化に向けた取り組みを強化してまいります。さらに、今年度は関係機関の支援を受け、所得に応じた適切な賦課割合の見

直しを行うための検証や、適切な基金の活用を図ってまいります。

ここ数年間は制度改正の過渡期であり、また国保運営の全道の統一的な方針である北海道国民健康保険運営方針も次年度見直しの年であります。それらの状況を見据えて、今後の国保会計の健全な運営に努めていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

3件目は、「新年度予算商工振興費のうち、住宅施策に関して」2点の御質問であります。

1点目の「住宅リフォーム補助金として50万円計上されているが、当町の住宅リフォーム制度の内容と実施要領は」と、2点目の「いつから実施するのか、スケジュールは」につきましては、関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

町内の経済の活性化と住民の生活環境の向上を目的に、今年度住宅リフォーム制度を創設することとして、補助金50万円を計上させていただきました。制度といたしましては、申込者もしくは1親等以内の家族が所有し、みずから居住の用に供する町内に存在する、もしくは居住する予定である住宅を、羅臼町に本店を有する羅臼建設業協会の会員である建設業者にて30万円以上の住宅リフォームを実施する工事に対し、その工事費の10%以内、かつ10万円を上限として補助するものとし、他の補助制度では対象とならない工事をフォローすることができ、幅広く利活用しやすい制度として、補助の対象者は個人で、工事着手前に個人より申請をしていただき、町の審査結果通知を受けてから工事着手し、工事完了後は完了報告を提出いただき、町による検査後、補助金の確定通知により請求をいただき、補助金をお支払いする流れとなります。

ただし、併用住宅につきましては、居住の用に供する部分が2分の1以上のもので、家屋の部分を対象とし、明らかな法令違反がある住宅や共同住宅、リフォーム工事を伴わない備品の購入に係るものにつきましては対象外としております。

実施時期につきましては、本年7月に実施できるよう進めております。また、実施に当たりましては、地元業者への説明会を実施し、町ホームページ及び町政だよりにて町民に周知を行なうほか、羅臼建設業協会の事務局を所管しております羅臼商工会にも、制度のPR、または、施工業者の照会窓口としての協力を要請してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

住宅リフォーム助成制度についてお答えがありました。この制度の創設については過去2回、地域活性化対策の一つとして質問しており、直近では平成30年第3回定例会で質問し、町長より基準の策定や財源を含め、実現に向け慎重に検討するとの答弁をいただき、平成31年度、今年度初めて50万円予算化されたものであります。

この住宅リフォーム助成制度は、町内在住の町民が町内の業者に住宅改修を依頼した際、町が一定の助成をするというものですが、地域内再投資の一つであり、地域内経済循

環の制度です。他町も実施していますが、隣の標津町では5年前、2014年度から実施しており、昨年実績で件数33件、予算790万円を計上しています。お答えでは、4月からの実施に向けて要領、要綱が決まっておるようですが、これは業者にとっても、あるいは住民にとっても大変よい制度ですから、具体化について進めていただきたいというふうに思います。

その上で1点お伺いしますが、住宅リフォーム助成制度の適用範囲についてなのですが、店舗のリニューアルは含まれるのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 店舗のリニューアル制度については、今回のリフォーム制度には対象とはしておりません。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 町長の執行方針にもありましたが、商店もなかなかこの不況で厳しい状況にあります。この間、何店か閉店もしているようです。店舗の一部リニューアルは、実は羅臼町の場合は住宅と併用しているところが結構ありまして、その意味では住宅のリフォームと同じ意味合いを持っていると思います。特に、店舗のリニューアルは、営業を継続するために必要不可欠です。限度額助成にルールを定めて、総額がそのことによって50万円が100万円必要だということではないわけですから、50万円の範囲内でできるわけですから、対象に入れるようにすべきと思いますが、町の考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） このたび、本年度から初めて本制度を施行していくことになるのですが、坂本議員おっしゃるとおり店舗に対しても対象としてはどうかということですが、そのことにつきましては今年度の実施状況を見ながら、産業担当とも協議をしながら検討していきたいと思っています。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ店舗も含めて実施をするということのほうが、より町民、住民の皆様にとっては親切な対応であるというふうに思いますので、ぜひ要綱の中にそのことも含めて、実施の方向で検討していただきたいというふうに思います。

次に、今年度の国民健康保険税に関してお答えがありました。お答えにもありましたが、国保事業が各自治体の事業から国保の都道府県化によって、道に移管して2年目となりますが、保険税の自主的な算定基準となる道の標準保険料率と当町の国保税調定額算定についての説明がありました。

羅臼町の国保税額は、平成28年度実績で一人当たり調停額は、道内123町村の中で上から5番目と高額です。平成31年4月1日現在、ことしの4月1日現在、当町の国保加入世帯は1,013世帯、全世帯数2,071世帯の約50%。国保税を賦課、すなわち国保税を納める人数は2,252名、全人口4,951名の約45%で、当町は人口の半

分、二人に一人が国保加入者です。言いかえると、全町民の約半数が高額の保険料を負担しており、その意味では国保税軽減対策が求められていると思います。

1 回目の質問の中で、国保税負担を軽減するための対策として、一つは国保税徴収率の改善を挙げました。先ほどのお答えでも、この改善については道のアドバイザーの助言もいただきながら改善をしていくというお答えでしたが、調べてみますと平成28年度実績ですが、道内123町村の平均徴収率は96.9%です。当町は92.5%ですから、上から115番目、下から9番目と極めて悪い状況にあり、改善が必要です。また、これもお答えの中にありましたが基金の活用、これは羅臼町の貯金に当たるものですが、国保税の上昇を抑えるために活用の検討も必要です。

また、均等割の見直しですが、所得に関係なく、世帯の頭数に課せられるもので、当町では一人赤ちゃんが産まれると年間3万8,777円が課せられます。二人いれば掛ける2、4人いれば掛ける4です。これは担税能力、すなわち税金の支払い能力にかかわらず、頭数に課せられる昔の人頭税に等しく、悪税と言われているもので、私は廃止すべきものと考えています。

1点お伺いしますが、国保加入世帯の子育て支援に取り組む観点から、子育て世帯の計税的負担を軽減するため、均等割の軽減か廃止を検討していただきたい。町の考え方を聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 子育て支援を進めるための均等割の軽減、または廃止についてでございますが、均等割等を廃止することで、他の世帯にも影響が出るということも加味していただきたいと思っております。

子育て支援につきましては、他の方法でも今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 子どもがいる家庭だけかかるこれは、ほかの支払いをしている、保険料を負担している人たちから見ても、公平性でどうかという意見もありますが、それはそれで理解はできるのですが、冒頭申し上げたように、国保税が非常に高額だという状況を鑑みて、やはりこの辺は検討すべきだと思います。

既に他の自治体では、18歳以下の子どもが3人いたとすると、その3人目からはこの均等割を免除するとか、そういう方法でやっております。例えば、その今言った18歳以下の子どもが3人以上いる家庭は、羅臼町は何世帯あって、その対象人数は何人になるのかというのは私もよくわかりません。今聞いても、調べてないから答えられないということになると思うのですが、やはり一歩ずつでもこの国保税を軽減する対策について、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

もう1点お伺いしますが、2019年度の当町の国保税調定額は、前年比較で若干上がってはいるようですが、率では維持をしたということで安堵していますが、次年度以降

国保税の上昇を抑えるための施策について、具体的に今、考えていることがあればお答えください。先ほど町長のほうから基金の活用というお話もありましたけれども、何かあるのであればお答えいただきたい。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、まず国庫負担、国庫からの補助を活用するというを目的に、今年度特定健診の受診ですとか、後発医薬品の使用率の向上に向けて、担当職員もしくは広報等を通じて、今までにないような対策を講じ、ことしについては特定健診の受診率向上を目指しているところであります。

また、収納率の向上にいたしましても、今回検討していただくとともに、また納付金のことにつきましては、過去3年の収入が反映されるということになっておりますので、来年度以降につきましては若干、納付金については道のほうで見直しをされることになっているのかなと考えておりますので、来年度以降の納付金、国保税の算定につきましては若干の見直しが行われるのではないかと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 来年のことを言うのは何とかなのですが、来年については実はまだわからない、どうなるかね。もし上がりそうだというときに、今これからやることで効果があるからそれで何とかということではなくて、具体的に維持する、あるいは引き下げのための、例えば先ほど言った均等割の問題とか、あるいは基金の活用ですとか、そういったところにやっぱり踏み出す必要があるというふうに思います。

国保税が高くなっている最大の原因は、収納率の問題はもちろんあるのですが、実はこれは国庫負担が削減されたのです。1984年、国保法改悪によって、かつて45%だった医療費に対する国の負担率が30%まで引き下げられ、約1兆円が国保加入者の負担となっている。これがもう最大の問題なのです。

また、低所得でも高い保険税率という構造的な問題の背景に、生活実態を無視した国保税の算定方式があります。所得や資産に応じてかかる応能割、これに加えて応益割、この応益割というのは所得に関係なく各世帯に定額でかかる平等割、羅臼町でいうと世帯割などというやつですね。1世帯に幾らとかかるわけです。一人であろうと5人であろうと。それから、先ほど申し上げた人数に応じてかかる、さきに説明した均等割、これで計算するため。結果、人数が多い世帯や低所得世帯などは重い負担になる仕組みがあります。ただ、これは国保負担を、もっと負担してくれというのは、全国の議長会とかいろいろところで要望はしているようですが、なかなかこれは国の施策ですから、なかなか簡単にはいかない。そんな状況にあると思います。町としても、国保税負担の軽減対策をしっかり行うよう求めたいと思います。

次に、子ども・子育て支援に関してお答えがありました。当町の子育て支援対策の概要と考え方について説明があり、さまざまな施策を実施していることは承知をしています。

私は、これまでも議会の一般質問で、子ども医療費の負担軽減について繰り返し実施を求めてきましたが、財政上やはり厳しいというお答えでした。それで、先ほどのお答えでは、当町の子ども医療費の軽減策は、道の基準どおりとのことでしたが、ざっくり言うと北海道の基準を当町、中標津町もそうですが、これを取り入れて踏襲しているわけですね。これは、就学前までは無料なのですが、小学校からは入院のみ無料で通院はかかります。このレベルというのは、全都道府県最低レベルです。平成27年12月定例会で、私は子ども医療費無料化を提案していますが、4年ほど前の段階で、子育て支援を目的に子ども医療費助成を中学生や高校まで拡大している自治体は、道内179市町村の6割、104市町村まで実施しており、現在ではさらに増加していると思われます。

ちなみに、標津町は高校生まで医療費は無料です。財源は平成29年度で1,560万円を予算化しています。

その上で伺いますが、自治体によって子ども医療費負担に大きな不平等が生じており、全都道府県最低レベルの北海道の基準のまま羅臼町が運用している状況は、改善する必要があると思いますが、町の考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 羅臼町の医療費負担につきましては、再三議員からも御指摘があるとおりでございます。羅臼町については、財政的な問題もあり、医療費負担に関して措置をするという対応がとれる状況ではないということも御承知いただいていることと思います。

医療費につきましては、今後もこのような形になると思いますが、医療費の財政措置につきまして、国民健康保険の観点から申しますと、法定外繰り入れ等をした場合には、保険者に今後、2020年度からペナルティが発生するというようなことも伺ってございますので、保険の状況等も考えながら、また財政の状況等も考えながら今後進めさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 財政が困難ということは、それも重々承知しているわけですが、ペナルティの話もありましたけれども、道内の圧倒的多くの市町村で中学校、あるいは高校まで医療費を無料化しているわけですね。この辺はペナルティを別に恐れているわけではないわけでしょう。自分のまちの子どもたちの医療費を無料にして、保護者、親御さんの負担を軽くする、子育てという視点から考えれば、そんなものは恐れるに足らんというふうに私は思います。

羅臼町の子ども医療費の現状について、具体的にお伺いします。直近の就学前の子ども的人数と、医療費の自己負担合計額、小学生の人数と医療費の自己負担合計額、中学生の人数と医療費の自己負担合計額、高校生の人数と医療費の自己負担合計額をそれぞれお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 医療費の概算につきましては現在、当町で担当でいただいている資料というのは国保のデータしかございませんので、国民健康保険の医療費から人口と加入率で割りかえした額、概算となっておりますことを御承知願いたいと思います。

まず、就学前までにつきましてはの人数は203名で、74万3,202円となっております。小学生の人数は243名で、421万6,767円となっております。中学生の人数は148人で、186万2,765円。高校生は148人で、287万8,972円となっております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 確認したいのでお伺いしますが、今それぞれ、就学前までとか小学生だけなどというふうにお答えいただきましたけれども、ざあっと計算すると就学前まで203名の子どもの医療費無料化に約74万円必要だと。就学前、要するに小学生までの医療費を無料化にすると、約500万円かかる。それから、中学生までを医療費無料化にすると、約680万円かかる。隣の標津町のように、高校まで医療費を無料化すると970万円のコストがかかる。この予算が必要だということによろしいか。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 先ほども申しましたが、あくまでも概算ということでございますので、若干の増減があるかなと思います。現に、標津町は大体同人口でございますので、先ほど議員が申されておりましたが、1,500万円以上の年間の高校生までの医療費ということがございますので、それだけでは済まされないものもあるのかなと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ざっくりの数字なので、補佐がおっしゃるとおり実際はもっと、もうちょっとふえるかなと、それが正しいお話かなと思います。

先ほど、近隣自治体の医療費軽減策の実用について説明がありました。先ほどのお答えでは、標津町と中標津町だけのお答えだったのかな。平成28年度、釧根管内10町1村、10の町と鶴居村で入院及び通院を小学生まで無償化している自治体は、この10町1村の中で8自治体です。それから、中学生まで無償化しているのは7自治体。高校生まで無償化しているのは5自治体に拡大をしてきているのです。羅臼町は道の基準どおりで、就学前までは無料。小学校へあがると入院のみ無料でもう有料化。そういう意味では、釧根管内10町1村の中では、やはり最低レベル、中標津町もそうなのですが、そういう状況。

今年度は無理としても、来年度から少なくとも中学生までの医療費無料化を実施すべきです。約680万円、概算でこのくらいかかるということですが、この年間680万円の予算化に向けて、実現する方向で検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど来の坂本議員の御質問でございます。坂本議員のおっしゃることは十分理解をできるというふうに思っております。ただ、補佐のほうからも答弁ありました、今の羅臼町の置かれている現状の中で、どれを最優先にして行っていくべきか、こういった順序立てもしながらやっていかなければいけない、それと先ほどの国保税の関係もそうなのですけれども、やはり財源をどの辺に求めていくか。支出のところばかり協議すると、当然財源不足に陥ってしまうということになりますので、確かに子育てというところを充実していくということは、先ほどの私の執行方針の中でも述べさせていただきましたけれども、そのやり方、方法、そういった、それともう一つは財源の確保というところも十分考慮しなければいけないというふうに思っております。

近隣市町村といろいろな比較をされた中で、最低限だというような御指摘がございましたけれども、確かに数字だけ見ればそういう状況にあらうかと思えます。ただ、この問題につきましては、これを支給しているか、いないかという以前に、執行方針でも述べましたとおり、もともとのところ、例えばそこが負担をする、納税をする、国保税が高い原因も含めて、しっかり抜本的な改革をしなければ子育て支援に回っていかないというのが現状なのです。その辺も御理解をいただきたいと思えます。

ただ、今、私が答えられるのは、全くそういうことをしないということではなく、毎回のようその辺は議論をさせていただき、今後どうやったらできるかというところは毎回、検討を進めているということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 当町の財政的な状況については、言うまでもなく厳しいことは十分承知しております。十分承知をしているつもりですが、子育てへの経済的支援は、やはり優先的に進める必要があると思えます。町の大切な宝物、町長も執行方針の中で述べておられましたが、町の大切な宝物である子どもたちの医療費軽減、私は中学校まで無料化にすべきだということを申し上げましたが、これを実現するように強く求めておきたいと思えます。

次に、改正子ども・子育て法についてお答えがありました。この法律は、3歳から5歳児は原則全世帯、ゼロ歳から2歳児は低所得世帯について、消費税増税にあわせて10月から保育所などの利用料を無料とするものです。

当町の対象は幼稚園とちゅうりっぷ保育園とのことですが、私が最初に心配したのは、無料化によってこの入園希望者がわっとふえて、対応できるのかということでした。施設のキャパシティ、キャパやあるいは先生の人数の問題です。私のほうで調べたところ、幼稚園については希望者全員が入園できるということのようで安心をいたしました。

ただし、一方で、この保育に欠かせない給食費は、この無料化の対象から外れます。保護者の実費負担が残る、今までやっていたところはですよ。羅臼町については、先ほど教育長からお話がありましたように2学期から給食を実施するということなのですが、これ

を実施すると、親御さんは新たな負担になるわけですね。無償の対象人数は93名くらいというような数字だったかと思いますが、正確に言うともう少し変わるのかもしれませんが、この2学期からの給食開始で新たな負担は、一人当たりにつき幾らになるのか、年間で幾らになるのか。あわせて、給食対象人数は93名ということでした。年間合計負担額は幾らくらいになるのかお答えしていただければと思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 給食費につきましては、今年度から始まるということで、2学期からなのですが、1食につき230円ということで、月3,000円、年間で12カ月で3万6,000円ですが、今年度につきましては2学期からということですので、8カ月分2万4,000円の負担という形になります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 給食で子どもたちの食事が、1食分ですが230円ですか。これは大変いいことで、それはそれでいいのですが、実は2学期からではなくて1年間、来年からは1年分とすると、一人につき3万6,000円ずつ給食費がかかると、こういうことになるわけですね。

先ほど子どもの医療費の問題も申し上げましたが、この負担を解消するために給食費の負担軽減を検討すべきと思いますが、町の考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 今般の無償化の検討につきまして、今後、福祉課も含めて、さまざまな視点から検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 子育て支援の経済的負担軽減施策の実施を求めて、幾つか質問させていただきました。

町長もおっしゃるように、これらは財政的裏づけがなければ一つとして実現できません。財政の厳しい状況は今後も続きます。厳しいから実施できないとすれば、この先も実施は望めない、結果として、他の自治体と格差は広がり続けます。

今こそ、子育て支援に特化した経済的支援を実施する方向で検討すべきであると私は考えています。地方公共団体の役割は、地方自治法第1条にこう示されています。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。このことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 以上で坂本志郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時20分まで休憩いたします。1時20分より再開いたします。

午前12時17分休憩

---

午後 1時20分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に1番、加藤勉君。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、3点ほど質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目は、空き家等の対策についてであります。町長の行政執行方針において、羅臼町空き家等対策検討委員会で、空き家の実態調査を踏まえて、今後、町として対策の検討をしていくというふうにあります。現在、把握している空き家等の状況についてお伺いをいたします。

1点目が、管理が不十分のまま放置されている空き家件数と、これら所有者に対する指導について。2点目が、所有者の不明な特定空き家の状況について。3点目が、これら空き家からの飛散防止のための措置について、町内会等からの要望について、この3点をお願いいたします。

続きまして2点目ですが、防災対策の整備についてであります。町長の行政執行方針の中で、千島海溝を震源とする巨大地震の確立が高い地域だというふうに公表されたのだというふうに書いてございました。その上で、防災の取り組みが求められていますが、防災のかなめとなる消防署、消防団の整備は最も重要な拠点となると思われませんが、現在の消防署庁舎の耐震化等について、問題がないのかお伺いいたします。

3点目が、学校適正配置計画についてであります。町長、教育長、それぞれ行政執行方針では、今年度計画案を作成し、令和4年度に1校1園化を実現しますと述べていますが、このスケジュールで十分と考えているのかお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、「空き家等の対策について」3点の御質問であります。関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

執行方針でも述べさせていただいたとおり、空き家の対策につきましては、全国的にも大きな問題となっており、当町におきましても人口減少に伴い、空き家数が増加し、適切に管理されていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家等に関する施策を検討するため、平成27年に「羅臼町空き家等対策検討委員会」を設置いたしました。

空き家対策を検討するに当たり現状把握をするため、平成29年に町内会の皆さんの御

協力をいただき、町内の状況確認調査を実施いたしました。その後、調査結果をもとに空き家等の現地調査確認を行い、また、所有者や建物の管理状況、困っていることなどを把握するため、空き家等の実態アンケート調査を実施するなど、対策検討のため現状把握に努めているところであります。

平成30年度末時点での当町が把握している空き家軒数の状況であります。問題がない建物が72軒、一部損壊が64軒、半壊が27軒、全壊が8軒の合計171軒であります。このうち、住民の方からの苦情や警察などからの連絡がありました、近隣に対して問題がある建物として30軒あり、これらの所有者に対しては、建物の飛散防止措置等について電話連絡や文書通知をしている状況であります。解体費用等の問題により措置がなされていない現状であり、このうち4軒が所有者不明となっております。

これら空き家などからの飛散防止につきましては、現状では個人の財産であることからまちが対応措置を行うことができませんが、悪天候時に飛散した場合や近隣住民から連絡があったときは、所有者へ対応措置するよう連絡し、連絡が取れない場合や未対応のときには第三者への被害防止のため、消防にも協力をいただき、緊急安全措置を行っているところであります。

このような状況から、引き続き所有者特定に努めるとともに、町として問題解決に向けた対策を検討してまいります。

2件目は、「防災体制の整備について」の御質問であります。当町の消防庁舎につきましては、昭和55年12月に建設された建物であることから、昭和57年以降のいわゆる新耐震基準には該当していないことに加えて、耐震診断も行っておりませんので、現状では建物の耐震性につきまして「問題がないと言える状況にはない可能性がある」というのが実態であります。

また、現在の消防庁舎は、建築後、既に39年を経過していることに加えて、建築当時と比較して、消防車両の大型化、資器材の増加、高規格救急車の増車、さらには救急体制の強化に伴う職員の増員等により手狭な状況にありますが、災害時に救助や救急活動の拠点となり、町民の生命、財産、生活を守るためのまちの拠点施設としての機能は有しているものと判断しております。

さらに、消防団活動の充実・強化を図るため、この10月には当町初となる女性消防団員5名を採用する予定としており、女性の持つソフトな面を生かした、きめ細かな思いやりのある火災予防広報活動や防火指導など、その活躍に期待しているところでもありますが、女性団員の制服や装備品の購入に係る経費につきまして、今議会に上程させていただいたところであります。

このような状況から、現在、羅臼消防署では昨年度に消防署員によるプロジェクト委員会を組織し、具体的に消防庁舎の移転・新築を含めた耐震化について検討をしているところではあります。車両や資器材の増加等に伴う車庫の不足や、職員の増加に伴う事務室等の狭隘化、通信施設や通信指令室の設置、また大規模化、多様化する各種災害に対応す

るための訓練施設や、消防技術の向上を図るための訓練スペースの確保など、消防庁舎として必要な施設の配置が可能な敷地面積の確保が課題となっております。

いずれにいたしましても、さきに述べましたように、消防庁舎の重要性に鑑みて早急に改善を図る必要があるものと認識はしておりますが、事業費が相当かかることも予想されますので、現在進めております「町営住宅等長寿命化計画」や「一般廃棄物最終処分場整備計画」などの大型建設事業の進捗状況により、事業着手のめどがつき次第、消防庁舎の耐震化等の着工時期について判断してまいりたいと考えているところであります。

3件目は「学校適正配置計画について」、令和4年度に1枚1園化を実現するスケジュールについて十分と考えているかとの御質問であります。

1校1園化を実現するための具体的スケジュールは、令和元年度に地域と会話を繰り返しながら「幼稚園・学校適正配置計画」を作成、令和2年度と3年度には、関係する幼稚園や学校の改修、園児と児童の通学に対する整備等、令和4年4月1日から1校1園化できるよう、十分な準備期間を設けて進めることとしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

平成29年度の町長の行政報告においても、羅臼空き家等対策検討委員会を対応していくのだというふうに述べていますし、平成26年度の法律なのですけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法に定められる空き家等対策計画の作成が求められているというふうに思いますが、これをどのように計画をされているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 空き家対策についてでございますが、検討委員会の中で今後、まちとしてどう施策を立てていけるかというところで、空き家対策の計画を策定したいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 要綱をちょっと見ているのですが、この中で町が計画書をつくると、地方交付税ですとか、そういった補助だとかいろいろなものを有利に受けることができるというふうに書かれてございます。

そういった意味で、今ちょっと空き家というのはどのくらいあるのか、特に所有者の不明な方の空き家というのはどれだけあるのかということで質問させていただいたところでございます。

ただ、この計画をつくれれば地方交付税が全て入ってくるだとか、そういったことにはならないというふうには考えておりますが、町内会の中でこの飛散しそうな建物について、何か町内からこうしてほしいというような要望があったかどうか、それをお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 町内会からというわけではないのですが、近隣にお住まいの方や警察の方だとかからいろいろ連絡が来ておりまして、その都度確認させていただいているという状況です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 中に緊急安全措置を行っているというふうに書いてございます。

多分この辺が今言われているところの一時的なものだろうというふうに思っておりますが、空き家を見たときに風で飛んでしまう恐れがあると、すぐ近くに民家があるというようなところが昨年、議会で見させてもらったときにはございました。その後、どういう措置をしていたのかわからないのですけれども、よく地方へ行きますと空き家に飛散防止のためのブルーシートを張ったり何かしているところが見受けられるのですけれども、そういうような措置もしているのかどうか、この緊急安全措置というのはどういうふうに図ってきたのか、それをお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 強風のときなど、屋根だとか壁だとか、当然飛散しそうな状態になっている場合がございますので、そのときにはくぎを打ちつけるだとか、垂木等を使って飛散しないような形をしているということです。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） わかりました。そういう意味では、緊急的にやっておられるのだろうというふうに思いますけれども、抜本的な解決というのはならないのだろうというふうに思っております。

それで、国の定めます特別措置法の中にありますこの計画、空き地等対策計画の作成というものが必要になってくるのかなというような気がしております。この法律は26年に出ておりまして、その後に空き家等の問題がいろいろ出てきておりますので、これをまず作成していただいて、どういう対策が羅臼町として必要なのかどうかというのを十分に検討していただいて、善処していただきたいと。

この法律があると、私が見た限りでは、何か地方交付税の中にちょっとした措置ができるのかな。あるいは補助金が出てくるのかなというようなふうに読んだものですから、その辺でひとつ、そういうことで空き家等の対策について十分、検討してほしいなということでこの問題は終了したいと思います。

続きまして、消防署の問題なのですけれども、この中にいろいろとやることがあるので、その中の一つとして消防署の設置も含めて今後、検討していくというお話だというふうに思っておりますが、実は今、私が危惧しているのは消防庁舎の耐震化もそうなのですけれども、地震があったとき、あそこの中に入っている消防自動車等が緊急的に出動できるのかというのをまず危惧しているのですが、これは電動シャッター、消防の方いけませんので、多分電動シャッターなのですよね。電源が入らないときには手動でもって巻き上げ

ていくという形なのですけれども、一番危惧しているのは、新しい庁舎を建てるまでに、そういうふうなこの前の予算の中で、たしかじんかい処理場のところのスライダー式のシャッターをするというふうに聞いたのですけれども、何とかその庁舎ができるまでに、そういう器具だとか備品の大事なところを保管する、あるいは一番先に出動させていく体制をとるために、一時的でもいいですからそういうような措置ができないのかどうか、それについて町長から御返答願います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問でありますけれども、当然ながら今の現状の中で、先ほど言いましたようにすぐに消防庁舎の建設というところには至らないものですから、そういった日々の安全対策、消防署としての安全対策ですね。そういったことは、当然ながら消防署員によるプロジェクトチームの中でしっかり検討していただくということとしておりますので、その結果を踏まえながらどこまでできるのかということも踏まえて、今後の課題になっていくのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） そういう意味では、いつ起こるかわからないという災害、地震、だけど起きるだろうという予測を立てられているわけですから、いつ起きても十分な消防庁舎の耐震化まではいかないのですけれども、そういうような出動態勢を図られるような体制を望みたいというふうに思っております。

次に、学校配置計画なのですが、この問題が出てきたのは平成28年度の町長の執行方針の中に、将来は1園化したいというふうにして、そのとき述べられておりました。29年と30年といろいろ議論をしてきたのだらうというふうに思っておりますが、その今まで議論してきた中身について、差し支えなければ御説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 適正配置計画につきましては、まだ具体的な内容でどうこうというところまで議論は進んでおりませんが、内容をまとめている最中でありまして。

ことし、早期に適正配置計画につきましてはつくりたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） まだ、多分そうだろうという気はしております。まだこの計画をつくるには、十分な下調べと調査と、それと住民とのコンセンサスというのが重要な案件だというふうに思っておりますので、その辺が一番危惧したわけでありましてすけれども、最後は令和4年ですから2022年ですね。そのときに開設をしていくのだということは決まっているわけですから、そのときに多分、こちらのほうの、私の考えとしては羅臼小学校を使うのか、春松小学校を使うのか、この二つに一つしか実は方法はないのだらうと、新しい校舎を建てるということにはならないのだらうというふうな思いでいるのですが、

その辺についてもまだ白紙という形でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、学務課長のほうからも説明がありましたとおり、また加藤議員のほうからもお話があったとおり、私の執行方針の中では、平成28年度の執行方針も含めて、そのときからいずれそういうふうにしていかなければいけないというお話は事あるごとに伝えてまいりました。それを今回の執行方針の中では、しっかり期限を設けた上で、住民合意を得た中で、早急に進めていかなければ、今の子どもたち、それから、これから幼稚園や小学校に上がる子どもたちの数の推移、それから先生、またしっかりとした教育環境を保っていけないというような判断を教育委員会とともにさせていただきました。それを実現するためには、期限を切るという意味で、令和4年4月1日からということをしかりとした目標の上で進めていくことになろうかというふうに思っております。

ただ、今後どちらの学校を使うとか、どちらの幼稚園を使うということは検討してまいらなければいけないことにはなりますが、例えば通学の問題であるとか、それから教室の数の問題、今現在ある教室の数ですね。それと、そのとき利用する小学生、幼稚園の生徒の数も含めた中で、どちらになるかということは、これは物理的にどうしても、例えば羅臼小学校であったり、羅臼幼稚園でなければいけない状態に、今現状はあります。ですから、もしそういったことも含めて、今後しっかりとした検討の中で配置計画を考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） まだ28年からね、1校問題、1園問題を方針として挙げていきながら、僕から考えたら今やと令和4年に開校するのだと。その間、聞きましたら全然そういうところをやっていないのだというふうに聞いてしまったのですけれども、実は2022年、令和4年の児童数、1年生から6年生までそれぞれの生徒数は何人というふうに、そのうち2学級になる学年があるのかどうか、それについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 生徒数につきましては今、学務課のほうからお話しをさせていただきますけれども、一つ最初の段階での28年から今まで何もやっていなかったののではないかということについて、私のほうから誤解を招くようなことになりかねないので説明をさせていただくと、少なくとも平成28年に私のほうからこういう方針を出させていた中で、先ほど言ったように教育委員会を中心として、庁内のプロジェクトチームの中で将来どうあるべきかというところは、その都度、検討しております。

その中で、当然ながらその回答も各管理職のほうからもいただいていると。この間、確かに長い時間かけてしまったのかもしれませんが、それだけ慎重な庁舎内での審議を経た上で今、期限を切って町民に投げかけるというところまで至ったというふうに御

理解いただければというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 令和4年のときの小学校と幼稚園の人数ですが、小学校は170名、それと幼稚園は63名です。それと、今の基準から行きますと、小学校につきましては40人1学級ですので、2学級になる学年はありません。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 2学級になる恐れはないということは、40人以下ということで考えているということですね。

現在、羅臼小学校、春松小学校で最高のクラスの人数というのは何人で勉強しているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 羅臼小学校ですと、最高で2年生で30人。春松小学校ですと、こちらも2年生で19人というのが最高です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） そうしますと、昔から少人数の学級ということで、それぞれ辺地であっても学校サイドで、そういうことできめ細かな学習をしていくということで、そういう方針でずっと進めてきて、辺地がだめなので、小規模ではなくて大規模という形で今までやれてきたのだろうというふうに思いますけれども、新学習指導要領の中で、実は改正点になったところが何点かあるのですけれども、家庭と教育との関係、家庭としっかりやりなさいよというふうに言っているのですけれども、余り大規模な学校であれば、大規模なクラスであれば、その辺がうまくいくのかどうか。40人学級、最低でも20人くらいが僕は一番学級数としてはいいのだろうというふうに思うわけではありますが、そういったところが逆にいくと統合することによって、無理がいくといたらおかしいのですけれども、先生の数と同じで、勉強環境が変わってくるのだろうというふうな思いをしておりますけれども、その辺についてもこれから検討していかれるのだろうというふうな感じを持っていますけれども、そういうふうなことで教育委員会としては1クラス40人で仕方がないと、これでやっていこうというふうに考えているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 今現在、国の基準では小学校一、二年生は35人学級という編成になっています。当然、35人を超えると2学級ということになっています。今のところ、3年生以上は40人学級という基準になっています。

それで、確かに41人を超えると2学級となるのですけれども、その辺がいろいろ検討しなければならないところだと思うのですけれども、今現在の全道の状況、全国の状況を見ますと、国の基準、北海道の場合は学級に応じた人数プラスいろいろな支援員、そ

れから教科の支援員とか、新たに始まりますプログラミング学習の支援員、そういう人たちの補助人数の増加も北海道でも取り組んでおります。そうしながら、少しでも学級でチームティーチングというか、複数配置になるような工夫をしてやっている学校が主です。

ですから、道内でもさまざまな取り組みをして、子どもたちに不便のないようというか、教育効果の上がるような工夫をして取り組んでいる自治体が多くあるということです。この辺は、地域の皆さんと協議をしていくことになるのかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 今ちょっと聞いただけでも、いろいろな問題が出てきているのかなというような感じもして、それを一つずつ事務局として潰していかなければならない。その上で計画書をつくっていくのだという形ですよ。

ことは非常に教育委員会として重要な案件ばかりあるのではないですか。一つは、今の1校1園化の計画書づくり。それと、もう一つは来年から羅臼高校の特別枠と言いますか、地域特例校ですよ。これだって、高校にだけ任せておけばいいという話ではなくて、地域の方と連携した中でどう適正に配置していくのかと。将来は羅臼高校でも10人以下になってしまうとわからないという状態だというふうに聞いていますけれども、そういうような大事な計画づくりを教育委員会が担うわけですが、これは教育長に聞いてもちょっと酷かなというふうに思うのですが、今の教育委員会の体制の中で体育館の問題、あるいは公民館の問題も含めて、来年度中にまでこれらの計画をきちんと決められるというふうに思っているのかどうか。これは教育長に聞いてもちょっと酷かなという感じも持っていますので、それはさておいて、町長にお願いしたいのですが、教育委員会は今言ったように、これだけの幅広い事業をやらなければならないのですよね。役場庁舎の中に今度入ってきましたから、その辺では教育長と町長と副町長は同列の中で仕事ができるだろうと、早い、迅速な対応できるだろうというふうに考えておりますけれども、何せ職員がいない、聞くと社会教育課長というのはいないのですよね。学務課長補佐になっていて、社会教育課長もいない。

こういうようなところで、この大事な問題を昔はよく対策室みたいなものをつくってやらせていたのですよね、いろいろな問題も。だから、そういうようなことをひとつ、これから人事も入るのだろうと思うのですが、その辺も十分配慮した中で、この令和4年に向けてできるような形をつくっていただきたいと。これが進みませんと、令和4年には無理だと私は思っておりますので、その辺については議会あるごとに質問させていただきたいというふうに思っております。

最後に町長の令和4年ということで、決意を述べていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど来のお話を伺ってもしましたら、例えばその学級の人数の

問題、その辺も、例えばそれが全てそういうことではいけないのだという前提に立ってお話しをされるとそういうことなのかもしれません。

しかしながら、そういった、例えば一般的に考える「もう少しこうしたほうがいいのか」「ああいうふうにしたほうがいいのか」という改善点、よく言うデメリットとなどと言われる部分、私はその40人が全てデメリットだという考え方を持たないでいる人間ですから、そういう考え方でいくと、前向きにそのことを捉えるという考え方でこういった方向性を出させていただいております。

ですから、最初の段階で40人はだめだよというところでいくと、確かにこの問題というのは非常に難しくなっていくのだろうというふうに思いますけれども、少なくとも庁舎内で検討をした結果については、そういった中で、じゃあその部分でととなる部分があるとすれば、そこをどういうふうに克服していくかという検討ももう既に進んでおります。

また、先ほど言った教育環境というところで言いますと、今、分散した中でそれぞれの学校に対応しているのが今の教育委員会の状態でありますけれども、それが1校1園化になることによって、教育委員会の対応ももっともっと手厚くしていく、または教育予算にかける部分ももっと充実したものになっていくというメリットという、メリット、デメリットというところを教育で語るのはどうかなと思いますけれども、そういった部分が出てくる。

例えば、羅臼町の教育方針を示したときに、それに対して1校1園化になったときには、そのための教育の部分の補充を羅臼町がしっかり責任をもってやる部分をつくっていくですとか、懸念をされているところの補完といいますか、そういったものをしっかり羅臼町が補っていくということも可能になってくるのだろうというふうに思っております。

ですから、そういったこの28年から何年かけてやってきたところの方針を、今後早い時期にしっかりと町民にお示しをした上でやっていくと。それから当然、内部の設備の施設の問題もありますから、その施設の改修も含めて、これから将来の子どもたちにとって一番いい環境の中で学んでいただく、そういったところをできる限り進めていきたい。

それと、教育委員会の体制が今のままで大丈夫かというようなお話でしたけれども、本当に先ほど来からずっと御質問いただいております、少数精鋭でやっています。確かにそうなのかもしれません。昔から見ると、職員の数も減っております。そういった中で、抱える仕事というのは、職員は莫大にふえているのですね。昔100人、120人いた羅臼町職員が、今は事務職だけで言うと100人切ってしまう、切っている状態ですけれども、ただ抱える問題とか、抱える仕事というのは、僕から見ると倍にふえている。そんな中で、職員みんな対応してやっていかなければいけないという状況でありますので、そういったことも御理解をいただきながら、私は今のこの問題、1校1園化、それから高校の問題、それから子育て環境の問題というのは、各課を超えて今、検討して取り組んでおりますので、そういった全庁舎内でこの問題についても検討して取り組んでまいりたいとい

うふうに思っておりますので、私は令和4年4月1日というところに照準を絞って、しっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

御理解ください。

○議長（佐藤 晶君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 町長からそれだけ強い意見が、決意が述べられたということで、私もそのまま押さえておきたいというふうに思います。

ただ、この問題は議会だけではなくて町民、あるいは先生方、父兄の方たちと懇談をしなければならぬ部分が多分出てくるのだろうと。議会は議会としてもしなければならぬ部分があるのかなというような感じを持っておりますので、そのときは私たちも私たちに結論を出しながら、この問題に向かっていきたいというふうに思いますので、その節はいろいろな資料等ありましたら提供していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、加藤勉君の質問を終わります。

次に2番、田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、3点質問させていただきます。

まず1点目は、町長が今回、行政執行方針で語られました「地域を支える産業の活性化」について、漁業振興、商工業の振興、観光の振興と、大きく三つの振興について活性化を目指しているところであると思っておりますが、以下2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、各振興の取り組みに優先順位やタイムスケジュール等の設定はしているのか。

2点目につきましては、各振興を進めていくための調査・研究等はどのように取り扱っていくのか。

続きまして、2点目につきましては、町営住宅について。現在進めているところである羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な活用を図るために、計画的な建てかえや改善、修繕を進めているについて、以下2点について質問したいと思います。

現在の進捗状況についてはどのようになっているのか。今後、この先進めるに当たりまして、計画状況はどのように考えているのか。

3点目につきましては、町長、教育長初め、教育計画の行政執行方針の中に、特に子どもたちに英語教育に力を注ぐとありますが、現在のカリキュラムでありますと小学生、中学生、高校生方の英語力の強化につながる取り組みを検討していると行政執行方針にありました。

私は、この中に特に幼稚園児やゼロ歳から3歳児の子どもたちについて、どのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

以上、壇上から質問とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から3件の御質問をいただきました。

1件目、2件目の御質問につきましては私から、3件目の御質問につきましては教育長からそれぞれ答弁させていただきます。

1件目は「地域を支える産業の活性化について」2点の御質問であります。

1点目の「各振興の取り組みに優先順位やタイムスケジュール等の設定はしているのか」と、2点目の「各振興を進めていくための調査・研究等はどのように取り扱っていくのか」は関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

基幹産業である漁業を中心に、羅臼町の発展を目指していくため、また、まち存続のためにも産業の活性化が重要であり、漁業や商工業、観光業など各産業分野においてそれぞれが活性化していくことが第一であると考えていますので、各産業の振興に向けた取り組みに優先順位は設定しておりませんが、さまざまな取り組みの中で重点項目として位置づけしている事業について述べさせていただきます。

漁業の振興では、漁業資源が激減する中で「つくる漁業」「育てる漁業」を支援するとともに、町といたしましても蓄養計画を年度末までに策定し、令和2年度から実行できるよう取り組んでまいります。そのためには、大学等の専門機関やノウハウを持った民間企業、羅臼漁業協同組合とも連携し、計画策定に向けた試験研究等を行いながら進めてまいります。

商工業の振興では、ふるさと納税が年々増加しており、特に、11月から12月には多くの寄附申し込みが寄せられております。返礼品の取り扱いも非常に多くなることから、水産加工を中心に町内事業者の活性化につながっている事業でありますので、引き続きふるさと納税や特産品のPRに取り組んでまいります。

また、近年、外国人観光客が増加傾向にある中で、世界的な流れでもあるキャッシュレス化について、羅臼町商工会や知床羅臼町観光協会とも連携しながら宿泊や飲食店、小売店、観光事業者等におけるキャッシュレス化の需要調査や導入の検討を進めてまいります。

雇用対策の取り組みとしましては、人手不足に悩んでいる酪農家と、働く時期にばらつきがある漁業者や事業所の従業員の方たちとのマッチング事業を進めており、4月に開催した事業説明会のあとに1件のモニター参加者が決定し、今月から実際に農作業を体験しているところであります。この秋にも、再度モニター事業説明会を開催しながら標津町農業協同組合と連携し進めてまいります。

観光の振興では、環境省の補助事業制度を活用した国立公園内の景観整備や滞在環境の創出を行うため、今月末には湯ノ沢町温泉地区の関係機関や団体等による協議会を設立し、事業採択に向けて整備計画を策定してまいります。

具体的には、民間企業等が中心となり旧知床観光ホテルを解体し、新たな宿泊施設の建設と当該エリアの整備を行うもので、町内での雇用促進と観光振興の重要な施策になるものと考えております。また、広域観光の課題である冬期の二次交通については、安心して

レンタカーを利用する仕組みづくりや安全運転講習会の実施、利用者アンケート調査など、根室観光連盟の事業として本年度取り組むこととなっておりますので、当町としても課題解決に向け根室管内と連携して進めてまいります。

産業の活性化を目指した各産業における取り組みは、どれも必要不可欠なものと考えておりますので、羅臼町産業振興審議会や羅臼町産業振興プロジェクトで協議し、産業振興に努めてまいります。

2件目は、「町営住宅について」2点の質問であります。関連がございますので、あわせて御答弁させていただきます。

現在、「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、緑町団地の建てかえ事業及び改善事業、栄町高台団地の解体事業を進めているところでございます。

緑町団地の建てかえ事業につきましては、22号から24号棟をAブロック、29号から34号棟をBブロック、1号から5号棟をC、Dブロックの三つの事業エリアとして、昨年度「基本設計」を終えました。

Aブロックにつきましては、現況の地形や、冬期における維持管理、入居者への金銭的負担の低減、多様なニーズへの対応、地元業者の活用などを考慮し、木造2階建て、1棟8戸の建設を計画し、このブロックにつきましては、住みかえによる高齢単身者が多いことから、1階に5戸、2階に3戸を計画し、採光条件をよくするため、最大限に山裾から離れた配置として建設を予定しております。

Bブロックにつきましては、Aブロックと同様に木造2階建てで、2棟14戸の建設を計画し、このブロックにつきましては、隣接する町道と高低差がある地形であることから、この地形を利用し、ブリッジを設置することで階段を利用せずに2階へアクセスできるよう、高齢者等にも配慮した建設を考えております。

C、Dブロックにつきましては、A、Bブロック同様に木造2階建てで、3棟12戸の建設を計画し、このブロックでは、一部隣接する国道より低い地形であるため、盛土により国道と同一の高さにした建設を考えております。

今年度につきましては、Aブロックに建設予定の1棟8戸の実施設計及び外構設計を行うとともに、建てかえに係る既存住宅の解体工事を実施し、今年度内に建設工事に着手し、来年度の完成を目指すところであります。

Bブロックにつきましては、令和4年度に1棟、令和5年度に1棟の完成を、C、Dブロックにつきましては、令和7年度に1棟、令和8年度に2棟の完成を計画しているところでございます。

緑町団地の改善事業につきましては、引き続き活用を図る住棟9棟60戸が、耐用年数の2分の1を経過していることから、耐久性の向上や躯体の劣化の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を、住戸内設備の機能性向上の観点から居住性を向上させる改善を行なうことで、長寿命化及び居住性の向上を目指し、屋根、外断熱、断熱サッシ、トイレの水洗化の改修を計画しております。今年度は、2棟8戸の実施設計を行

い、来年度1棟4戸の改善工事に着手し、その後1年に1棟の改修工事を計画しております。

栄町高台団地の解体事業につきましては、今年度2棟9戸の解体工事を計画しており、次年度以降につきましては、入居状況を見ながら順次解体を進めてまいりたいと考えております。

3件目につきましては、教育長から御答弁させていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 3件目は「英語教育について」の御質問であります。

現状は、小学校の学習指導要領では、令和2年度より3年生と4年生が外国語活動として、5年生と6年生は外国語授業として、外国語に関する授業に取り組むこととなりました。

現在は、導入までの移行期間として各学校で取り組んでおりますが、以前より羅臼町では幼稚園の年長は3学期のみ年5回程度、小学校では1年生から6年生まで年間218時間、中学校では120時間、高校では不定期ではありますが、それぞれALT、外国語指導助手が外国語授業や英語を用いた交流活動を実施しております。

今後は、聞き取れる、話せる英語といった英語力の向上を目指して、会話が成立することで自信を持つことにつながったり、将来に向けてさまざまな点で選択の幅が広がると考えています。学校教育や社会教育のみならず、産業関係者や地域住民の力も借りながら、発育発達段階に応じた目標設定と、必要に応じた取り組みを令和2年度からの実施に向け協議・検討をしております。その中でゼロ歳から3歳についても同様に検討しております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、まず再質問したいと思います。

最初に、地域を支える産業の活性化について、町長からいろいろと説明を受けました。それで、まず一番先に漁業振興につきましてですけれども、町長の行政執行方針で述べているとおり、昨年度から「つくる漁業」を一部始めているということで、執行方針で述べられておりました。また、今回質問状にも「育てる漁業」として支援するとともに、町としても畜養計画を策定するというお伺いしたので、それでとりあえずそこは安心しております。

ぜひ、この作成に関しましては、まず一番先に町長がおっしゃっているとおり、羅臼漁業協同組合が当然かかわっていただいで進めていかなければならないことは当然のことながら、あと大学等との専門知識も必要です。そういうものも民間企業などに落としているものを拾い上げるということなので、そこにつきましてはちょっと安心しているところなのですけれども、ぜひこれにもう一つ付け加えていただきたいのは、漁民の人たちにまず事前にどういうことを考えているかということ、町がこういうふうにしたいよというよ

うな情報提供をまず第一段階で発信していただきたいと思います。

「つくる漁業」「育てる漁業」につきましては、漁業の人たちもいろいろなことを考えております。特に、ことしは昆布が余りよくない年だと言われております。多分、昨年度から見たら減漁になるかと思われれます。昆布をつくる漁業一つにつきましても、町長が説明を受けたように「育てる漁業」で昆布を畜養するという、新しい事業に取り組みましたことをい喜ばしいことです。ですが、羅臼の伝統漁業であります羅臼昆布については、製品の確執たる貢献とか、いろいろな問題点を今、抱えているところであります。その辺もあわせもって、今の若い漁業者にこういう情報を伝えていただいて、もう少し周知をしながら、そういう意見を取り入れながらやってもらえるかどうかということと、あと基幹産業であります刺し網等、いろいろな漁業があります。定置漁業もそうです。その漁家の付加価値をつけるためにも、いろいろなことを取り組むに当たって、やっぱりまず第一に漁民の立場、また、それを地産地消として羅臼町で循環させるために何が必要なのか、この辺のあたりも最重点となりますので、一つその辺のあたりをどういうふうに捉えているか一言願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

「つくる漁業」や、それから畜養計画も含めた「育てる漁業」ということについては、ここ久しく言われていることであります。そのことがなかなか進んでいかないという状況も、非常に感じているところではございます。

しかしながら、そういった方向性をもってやっていかなければいけないということで、町としては予算も持ちながら進めてきているわけでありましてけれども、今おっしゃったとおり、これは当然ながら漁業者である方々、または羅臼漁業協同組合の組合員である方々がそれを利用していくと。また、それによって生計を立てていくというような形になりますから、その理解というのは非常に重要なことだというふうに思っております。

しかしながら、今おっしゃったとおり伝統的な技術である昆布をつくる技術であったり、本来継承をしていかなければいけない今までの漁業、昆布も含めたウニもそうですけれども、そういったものに人手不足であったり、後継者不足というところが、実はここ近年続いていて、そういったものに手をかけないで出荷をしていくという現状が生まれてきている。これは一概にそれが絶対だめだということにはならないにしても、それぞれ皆さんが思うような、羅臼の昆布であったりというようなものはこういう形のものなのだというところから少し離れていってしまっている現状というのはあろうかと思えます。

そういった意味で2年くらい前から、提案をさせていただいている分業化というところで提案をさせていただいております。技術を持った人がいるのであれば、その人たちの仕事をそこでつくっていきませんかというお話をさせていただいておりますけれども、なかなか実現に至れない。それは執行方針の中で、最初のほうで述べさせていただきました。今までそういうふうに来てきたところから脱却ができないというような業界の体質で

あったり、まち全体の考え方があったりというところの壁をなかなか越えられないでいるというのが現状です。

ただ、それをやらない限り、この問題というのは解決しないのだろうというふうに思っておりますので、今後さらにいろいろな方々の御意見を頂戴しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますし、漁業がこのまちで衰退をするというところにつきましては、非常に懸念をしているところでもありますから、その辺で漁業がしっかり活性化をしていくというようなことも含めて、しっかり検討、また行動に移していくというところで今年度は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長から今、そのお言葉を聞きましてまず一安心しているところでございます。

これは、決して行政ばかりの問題ではなく、私たち議会もそうです。地域住民もそうなのですけれども、これは共有をきちんとして、同じ認識をもって進まなければ、どれ一つとして前に進んでいくことはできないと思います。特に、今、町長がおっしゃっておいりました昆布、ウニ漁業もそうですけれども、これにつきましては、どうしたらやれるのか、どういう現状になったら出せるのか。あと、買い屋さん、買い請け人の組合のこともあります。どうなったら市場に一番効果的に出るのかということも鑑みてやっていかなければいけないと思います。

ぜひ、その辺に当たりましては、十二分な役場のプロジェクトチームなどを使いながら、民間の意見も必要であれば民間と交えた意見交換会をすとか、あとどういうことをしたいのだということ発信していただければ、町民の中にもそういうノウハウを持った人たちがいっぱいおります。そういう人たちの意見を取り入れながらぜひ進んでいってもらいたいと思います。

これは、先ほど二つ目におっしゃった町長の通年雇用で、今、酪農家との就業マッチングということでやっております。これも一つの案ですし、そのほかまだまだ羅臼町にはポテンシャルありますので、その辺のあたりで、漁師が漁師でなければだめだということは私は考えていませんので、やっぱり漁師の人たちがどこをやって、町民の人たちに少しでも収益が上がるような、上げる方向を示すのも役場の一つの方針だと思いますし、これはやる気の問題でもありましょうし、一つぜひそういうところはやっていていただきたいと思います。

これをやることによって、次にかかわる商工業の振興についても、大なり小なり影響が出てくることなので、やっぱり一つの産業が伸びる、商工業、観光業もそうですし、観光、商工業につきましては残念ながら今、町内のほうでは低迷をたどっております。ただ、これは早急にどうのこうのなるという問題ではありませんので、やっぱり一つ一つ、どこを助けてあげられるのか、どこが商工業が担当できるかということも踏まえて、この三つの産業につきましては全部リンクしていく問題でありますから、私がこの優先順位と

かいろいろ質問させていただいた一つの方針の中には、全体で見れる力を持ったノウハウを得なければならないのではないかと思われたので、そういう質問をさせていただきました。

特に観光につきましては、先ほど町長が申したとおり、新しい、今、産業が生まれようとしております。特に湯の沢地区の再開発、これとあわせもって、ぜひこれから発信する導線をきちんと考えていただきたいと思います。これは道の駅までつながる導線、いわゆる展望塔に上がっていく導線。あと鯨のウォッチング、観光に対しての導線です。そのほか、ルサフィールド先の知床岬までの導入の仕方、これもあわせもって、ぜひ考えていただけるかどうか、その辺のあたり町の行政としてはどういうふうに考えているか、一言お答え願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ありがとうございます。

漁業のみならず、ただ漁業が中心にあることは、このまちにとってはそれはもう事実だというふうに思っておりますので、まずやはりそのところに力を入れていきたい。でも、おっしゃっていただいたとおり、かかわっていく一人一人の意識が変わらない限り、この問題というのは変わらないというふうに思っておりますし、ずっと先ほど来、一般質問の中で話していたこと、漁業に携わる皆さん、漁業関係者の人たちも含めて、しっかり安定した生活、安定した収入につながるものが、この町がさらに発展していく、よくなっていくというふうに考えております。

ただ、今、非常に不安定な状況で、これは働き方もそうです。乗り子さんも含めて、季節雇用という中で不安定な生活を送っている、社会的将来補償も何ら補償されない中で働いているという、この現状をまず変えていかなければいけない。どうにかして通年、しっかり安定した収入を得られるような仕組みづくりというのが究極の目標だというふうに思っております。これは、自分も漁業者としてやってきた中で、反省もしている部分でありますし、その反省を生かして、今後、町全体がそういったふうになっていく、これは人口減少の中でそうせざるを得なくなるはずなので、そういった取り組みをやっていくということになるかと思えます。

それから、観光地につきましては、これはしっかり見直して導線ということですがけれども、そこをどうつなげていくかということも含めて、関連団体ともしっかり協議をしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように向かっていくことを、私も微力ながらバックアップしていきたいと思います。

続きまして、町営住宅についてなのですけれども、先ほど今年度まず設計と、緑町にまずやるということと、あわせもって緑町の一部改修、来年度に向けての改修、高台の解体等、今、町長から説明いただきました。

まず、一つ目は緑町の住宅なのですけれども、今建てるところにつきまして、8戸建ての住宅、これは多分、移転してくる方の、入ってくる人たちを、次に壊すところの人たちを段階的に受け入れていくための住宅を今、設置しようというふうに考えていると思われているのですが、それにつきまして、ぜひ中で8戸と言っていたのですけれども、検討していただきたい点が1点あります。

実は、単身の高齢者の方も多分そこに入居すると思うので、その辺のあたり、実は公営住宅のつくり方は2L、3Lベースでつくっているというふうに捉えているのですけれども、まず単身用の住宅のスタイルが必要ではないのかなど。昔、私も公営住宅に住んでいた経験があるのですけれども、人数で、6人家族だと例えば3LDKに入りなさいとか、4人であれば2LDKに入りなさいというふうに、行政のほうから指導を受けるのですよね、実は。ただ、収入に合わせるとやっぱり建物、部屋の大きいところはやっぱり公営住宅料がちょっと若干高くなるのですよ。だから、収入に応じたところで入れさせてもらえれば、本来はありがたいのですけれども、人数で設定されたという、私もそういう経験がありますので、6人家族だから最低限3Lでなければ、最低限の生活ができないのではないのでしょうかというような生活のベースを行政のほうから言われて、3Lに入った経験がありますから、ぜひその辺のあたりでちょっと家族構成等も勘案しながら、その辺のあたりどういうふうに建てているかちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 今年度、工事予定しておりますAブロックにつきまして、今、当然住んでいる方の仮移転して戻るという方も当然おられますし、次、Bブロックというところにかかってくるのですが、そちらの移転先としても一応考えておまして、その中にはほぼ高齢の単身の方というのも結構多いものですから、今考えているのが単身用ということで1LDKが六つ、奥さんと旦那さんという世帯、夫婦世帯ということで2LDKというものを2戸、一応用意した形で考えております。

今後につきましても、予想されるものに関しましては、それに似合ったものをつくっていければなというような形で考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように入居者に配慮したつくり方をお願いしたいと思います。

その後引き続きまして、Bブロック、C、Dブロックとつくっていくと思われるのですけれども、まだまだ先の話なので、まだまだ改良余地があると思います。町長がおっしゃったように、ノーブリッチが果たして今の時世に合うのかどうか。実は、町の住宅等長期寿命計画の中ではLCCという採点の方法も取っているのです、ぜひ耐用年数とかいろいろのことを踏まえまして、もうちょっと羅臼町らしい住宅をお願いしたいと思います。その辺のあたりは何か答弁があれば受けたいと思うのですけれども。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 当然ながら、早々、次から次へと建築できるような建物ではないということ。ただ、羅臼町らしい建物という、それがどういうものかということもあるので、しょうけれども、ただ住む方が快適に過ごしていただけるようなことに対してはしっかり配慮をしていきたいと思ひますし、見た目でもかというところになると、周りの景観も含めて、その辺は配慮してつくっていくことになろうかというふうにおもっています。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ公営住宅につきましては利便性のいいもの、得てすれば官公庁で設計しているのは意外と使い勝手、私も入居した経験上、言ひますと、使い勝手悪いです、正直。もう少し利用する人の配慮をちょっとして、意見が周知されるともう少しいい住宅になるのかなと思ひますので、ぜひその辺も踏まえてやっていただきたいと思ひます。

続きまして、教育長にちょっとこれは伺ひたいのですけれども、先ほど英語教育について説明がありました。教育長から答弁いただきましたやつを見ておひまして、ちょっと安心しているところがございます。

ただ、私が思うに、今の段階、令和元年度の段階では小学校3年生、4年生、5年生、6年生。あと、中学生、高校生に英語力の強化と英会話力の強化を述べているのですけれども、特に私がここで質問させていただいた中で、特に子どもたちの英語教育は、実は1歳前後、1歳前から2歳前後くらいの語学力がつくというか、話せる時期になったときに、一番実は語学能力の吸収力が高いと聞いておひます。これは、ぜひゼロから3歳児の中でも、英語教育ではないのですよ。英語に触れさせる子どもたちの機会をもっともっとふやして、特に羅臼町の場合はインバウンドで観光客の人が、外人の方がふえておひます。英語ばかりがいいかとは言ひわけではないのですけれども、やっぱり国際的な標準語とすれば英語が一番先です。特に、私もそうなのですけれども外国人にふなれでございませぬ。外国人と自分から、みずから話するようなことはありませぬ。

ですから、子どもたちは物心ついたときに、もしかしたら英語力がつくと、子どもから逆に外人に声をかけていくような子どもたちが出てくるのかなと。小学生、中学生、高校生につきましても、英語教育をするということだから、やっぱり話せる能力、実は私たちの習った英語というのは文法で、英会話というのはほとんどないのですよね。ただ、書いたものは読めるのですけれども、会話にはなりません。ですから、あとジェスチャーなどでやっているのです、ぜひ教育長につきましてお伺ひしたいのは、そのゼロから3歳に対しての対応をしているということ、何か思っているところがありましたら一言願ひたいと思ひます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 実際、英語を話す、聞くというのは、やはり小さいときから身につけなければ使ひ物にならないというか、それは一番十分に育つことになるのかなと思ひています。

今回、新しい学習指導要領で一番力点を置いているのも、やはりこれからの子どもたちはグローバル人材というか、世界に飛び立って行って、世界の人と対等に話しをできて、育っていなければならぬということで、このたびの学習指導要領の改善になったのかなと思っております。

それなので、やはりこのゼロ歳から3歳から聞く力を少しでも身につけさせるためには、やはり保健福祉課との共同になるかと思うのですけれども、やはり社会教育の力が今後、必要になってくるのかなと思っております。そして、親子ともども外国人の話を聞くとか、そういう方法もあるのかなと思っております。

それから、現在もやっている取り組みとしては、ことしの3月20日なのですけれども、やっとですけれども中学生がイングリッシュトライといって、複数の英語を話せる日本人が英語の先生なのですけれども、それとALTのところにも複数で行きながら会話を楽しむという授業がありました。これは道教委が勧めている授業なのですけれども、ことしは小学校のほうでもこのイングリッシュトライアルといって、今まで小学校がやっていた英語を、実際に複数で話すということも何か計画しております。

そういうことで、この後、順次下に下がっていくのかなと思っております。まして、羅臼町では本当に多くの外国人がやってきます。そういう中で、本当に身につけた英語を生かして試せる、本当のいい場所だなと思っておりますので、この辺を今後は来年度に向けてどんなふうにしていったらいいとか、そういう機会を学校とも協議しながらそういうチャンスをふやしていかなければならないと思っております。

そして、そこで育った子どもたちが外国まで行ければ最高だなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、その取り組みを行っていただきたいと思っております。

あわせもって、特にゼロ歳から3歳児までですと親も一緒に巻き込みますので、一つの方法としてはインバウンドで来ている観光客、道の駅にたくさんいらしております。そういうときに、ちょっとした、子どもたちに体験みたいにして、そこに子どもたちを逆に入れてしまうと、外国人と話す機会がふえるのかなという。その子育て支援の一つの方法にもあると思っておりますけれども、将来、子どもたちがそれを生かした上の学校に進んでいく形、それを一歩進めることによって、羅臼町に必要な人材を逆にそこから育てていくことができると考えられますので、ぜひその辺のあたりに、決してこれは無償ではできない問題ではありません。その辺のあたり、いろいろなことで知恵を出し合えば、多少はお金がかかったにしても、子どもたちにもうちょっといい環境、フィールドを与えてあげることができるのかなと。

なおかつ、英語ばかりではなく、自分の専科をそこで選ぶ、いわゆる私もいろいろと社会教育の関係のほうから見せてもらっていますけれども、インターンシップとか、自分のキャリア教育についての、今、小学生は自分で、私たちの学生時代と違って、小学生が自

分の将来設計をする時代になってきています。ぜひ、子どもたちに近い将来、羅臼町にこういう仕事をするために帰ってきたいのだ、そのためにどういうふうにするのだということの道しるべが、今の先生方は十二分にそれを答えるだけの高校の先生、中学の先生方持っておりますので、ぜひその辺のあたりが、英語教育という一つの接点を通じて、ほかのところに進めていただきたいと考えております。

その辺にあたりまして、教育委員会のほうで高校とか、これはちょっと道の教育の方針と町の教育方針との垣根があるのですけれども、実は高校は地域に根差した高校とうたっていますので、その辺のあたりをちょっとうまく利用して、やっていけるかどうか、その辺のあたり教育委員会のほうで考えているかどうかちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 現在までも、高校ではチャレンジグルメのコンテストで入賞した作品を、これもちょっと限られた機会なのですけれども、道の駅で子どもたちが英語を使って来てくれる外国人に食べ物を紹介して、一緒に売っているのですけれども、そしてそのときに会話を楽しんでいるという場もありました。そして、あそこにボーダーズカフェですか、あそこの会場を利用して、以前のときはあそこでも道の駅に来る外国人に接する機会を持っていました。そのときに、小学校も中学校も呼びかけたのですけれども、まだ具体的ではなかったのですけれども、これからはこの機会を有効に活用していかなければならないのではないかなと考えております。

そして、やはり覚えた英語を使えるというチャンスかな。ことし、全道の各市町でも英語のこういう英会話能力をつけるという取り組みがあらこちらでやっておりますので、そういうのもやはり見に行行って勉強してこなければならぬかなと考えているところで

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ教育長初め、教育委員会の皆様方、大変、先ほど町長がおっしゃったように職員の、実は仕事はかなりふえております。あれもやれ、これもやれ、私たちがいろいろ要望もします。ふえているとは思うのですけれども、やっぱりできる範囲内でよろしいので、これはもし今、私の考えとしては羅臼町職員ではここが補えないのですよというところがあれば、遠慮しないで民間に発信していただければ、民間のノウハウもつぎ込むこともできますし、その辺のあたり、一致してやれると思えますので、ぜひ町長におかれましては、これから大変いろいろな、この行政執行方針につきましてはまだまだいろいろなところで今後、私も質問させていただきますけれども、前途は、波は高いなどというものではないと思えます、多分これ。財政面から見たら、かなりハードルが高いものがいっぱいあります。

ですからぜひ、これにつきましても情報を発信していただいて、私たち議員の中でも討

論できるような立場でいきたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもちまして私の、町長そしたら何か一言。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私の執行方針の中でも英語教育に力を入れたいというお話をさせていただいております。学習指導要領に基づいた英語教育、これは文科省のほうでいろいろ進めていくということになっておりますけれども、それが今までの英語学習とどう違ってくるのかというところをしっかりと注視しながらなのですけれども、それとは別に、先ほど1校1園化の中でもお話をさせていただきましたけれども、そうすることで新たな取り組みができるというふうな考え方のもとで、実は英語教育に力を入れたいというのは、まち独自でそこをサポートする、学校の授業をサポートする。また、それ以外でしっかり子どもたちに英語力をつけていただく取り組みというようなものを今、考えてやっぺいこうではないかという検討をしている最中であります。これは自分自身も含めてです。英語がもししゃべれたらと考えたら、多分将来の子どもたちの選択肢というのは、非常に大きく広がっていくのだからというふうには思っております。物質的なものではなくて、誰からも盗まれないという財産を羅臼町の子どもたちに持たせてあげたい、与えていければというふうには思っております。

そういった意味で、例えばALT、今一人いますけれども、間もなく任期が来てしまうという中で、今後、例えばそういった人たちをふやしていく中で、授業以外でのそういった、例えばゼロ歳児から3歳児もそうですけれども、それから幼稚園児であったりというところにしっかりと、これは幼小中高一貫教育という中でもそうですけれども、羅臼で例えば中学、高校まで卒業したら、もう誰にも負けないくらい英語がしゃべれるという子どもができたとしたら、こんなにすばらしいことはない、そう思っていますし、それができるだけ多くの子どもたちにそういう機会を与えていきたいというふうには思っておりますので、今後、検討しながらそういった英語教師、英語助手、ALTも含めて、財政難ではありますけれども、子どもたちに与えるという、そういった意味で言うと検討していかなければいけないのかなというふうには思っておりますので、そのことはしっかりと決まりましたらまたこちらから御提案をさせていただくことになると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ期待しております。

もう一つアイデアとしましては、インバウンドの観光客に滞在していただいて、その3日間、4日間の間で子どもたちと触れさせるという方法もあります。

外国人は意外と、その辺のあたり広い気持ちを持ってつき合ってくれますので、その辺のあたり利用したらいかがと思われます。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、田中良君の質問を終わります。

ここで、午後2時55分まで休憩いたします。

2時55分、再開いたします。

午後2時42分 休憩

---

午後2時55分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に4番、井上章二君。

○4番（井上章二君） 私は、本定例会において3点の質問をいたします。

令和は人々が美しく、心寄せ合う中で文化が生まれ育つと、そういうような意味だそうですね。吉田松陰先生の言葉に「夢なき者に理想なし。理想なき者に計画なし。計画なきものに実行なし。夢なき者に成功なし」と述べられております。将来のビジョンを描き、実行することの大切さ、今、何が必要か、自分のこととして考え、捉え、理解を深め、物事に取り組むことが大切だと思います。

町長が本年度の行政執行方針に述べられております想像から行動へのスローガンを掲げ、まちづくりの6項目の基本方針を目標として目指す姿勢が全面に打ち出され、心強く頼もしく思っております。

財政的に苦しい中、行政の難しさを感じています。本年度、行政の目玉としてのハードの部分、その政策。それから、ソフト部分の政策について、町長の考えをお聞かせください。

2点目として、条例、規則、使用料等、公有財産の保全・管理は良好でありますでしょうか。財産保全と条例の一部を見直していただきたい、他の自治体において制定や見直しが進んでいます。羅臼町の総合的な住民サービス確保のため、町民の財産である公共団体財産保全と、条例の一部を見直していただきたい。町民スキー場、附属設備、リフト、ロッジ等。

2番目として、北海道生活環境保全林及び林間広場キャンプ場及び附属設備について見直していただきたい。それから廃網処理施設等、これらについて、町管理計画が28年度に計画され、遊休施設の方針が打ち出されましたが遅々として進まない、これらの施設について、検討段階から活用や撤去、除却等の実行段階に入ってきているのではないかと思います。普通、地方公共団体は法律、またはこれに基づく政令に特別な定めのあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならない。条例を見直しする考えはないか。

3点目として、働き方改革と女性職員の育成をどのように考えておられるのか。人をふやすことに似た効果を持つ取り組み、役場の中で季節的において、非常にぎりぎりなセクションと、比較的余裕のあるところの再配置することにより、ぎりぎりセクションにとつ

ては人をふやした効果があるべきと思います。

また、職員のマルチタスク化を図り、能力の幅を広げ、仕事をサポート化して効果が出るようにするべきではないでしょうか。女性職員育成に対しては、課長は課の職員に仕事をアサインする、従来はややもすると定型的で補助的な仕事は女性に担当、難易度が高い仕事は男性に与えました。難易度の高い仕事こそ、人を育てるのです。難易度が高い仕事に一時的に女性に担当させ、ポテンシャルを引き出して、女性職員の育成を図る必要があると思います。女性職員育成については、しっかり指導して、自信と責任の確立を図っていただきたい。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 井上議員から、3件の御質問をいただきました。

1件目は、「本年度の行政のハード、ソフトの政策について」の御質問であります。羅臼町は現在、基幹産業であります漁業資源の減少などにより地域経済が停滞しておりますが、これまでも述べてきたとおり私の考えは、持続的な水産業の発展なくして町の活性化を図っていくことはできないと感じております。

基本的な方向性としては、基幹産業であります水産業を中心として、地域内の経済を好循環に変えることによって財政の安定化に結びつき、観光振興や雇用の拡大、医療・保健・福祉・介護の充実、教育文化の振興など、安心・安全なまちづくりにつながって行くものと考えています。

また、産業振興審議会において、各種産業や経済についての課題や問題点等について、しっかりと議論した内容を提言していただき、既存の産業にこだわることなく、町長としての方向性を決断し、決まったものから行動に移し、地域の活性化に結びつけて行くことを最重点施策として進めてまいります。

さらに、執行方針で述べさせていただいた6項目の基本方針につきましても、着実に推進してまいります。

また、全国的な課題となっております人口減少は、当町にとっても非常に大きな課題となっております。当町の人口は、過去5年間で約700人減り、本年3月末には5,000人を割って、4,930人となっております。人口減少に歯どめをかけることは難しい問題で、特効薬はありませんが、減少率を少しでも抑制させるには、魅力あるまちづくりが必要なことから、平成27年に策定した「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生羅臼町総合戦略」の検証を行い、今、羅臼町では何が必要で、何をすべきかなどを、町民よる検討対委員会等で御意見をいただきながら、限られた予算規模の中で、具体的で実効性のある第3次総合戦略を策定してまいります。

次に、今後、予定している重点事業について御説明させていただきます。

まずは、将来の羅臼町を担って行く子どもたちのための子育て環境の充実や、子育て支援の推進が重要であると感じておりますので、子どもたちにとって最適な教育環境につい

て、町民の皆様には御意見を伺いながら「幼稚園・学校適正配置計画」を策定し、令和4年度に1校1園化の実現に向けて進めてまいります。

あわせて、空いた施設を利活用し、子育て支援の充実や町民が生き生きと心豊かな生活が送られる芸術文化活動など、地域の拠点施設にできるよう検討してまいります。

2点目は、町民が健康で健やかなスポーツ活動を通し、地域のコミュニティづくりや生きがいづくりを進めるための中心施設となっておりました町民体育館の早期再開が求められておりますので、耐震改修とあわせて、利用者が使いやすくなるよう内部改修を行い、早期にオープンできるよう進めてまいります。

3点目は、町民が安心・安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成を基本目標として、昨年度、緑町団地建てかえ事業の基本設計を終えており、今年度は1棟8戸の実施設計と外構設計及び建てかえに伴う既存町営住住宅の解体を実施し、建てかえ工事の着手を行い、令和2年度の完成を目指して進めてまいります。

2点目は、「条例、規則、使用料と公有財産の保全、管理は良好か」との御質問であります。

平成28年12月に策定した羅臼町公共施設等総合管理計画は、人口減少や高齢化、町財政の課題など今後の社会・財政情勢に対応した基本方針として定めたものであり、計画期間を2036年までの20年間と長期的な視点で計画したものであります。

その計画の中で、遊休施設に位置づけております町民スキー場、附属設備、リフトロッジ、林間広場キャンプ場及附属設備等、廃網処理施設の3施設について、検討段階から活用や撤去、除却等の実行段階ではないかとの御質問であります。

町民スキー場のスキーリフトは、昭和55年に第1リフト77基、平成2年には第2リフト98基が設置されまして、町民スキー場の利用に大きく貢献してきたところでありますが、市町村合併を断念した当町の財政は大変厳しい状況であったことから、平成17年度策定の羅臼町自立プランにおいて各種施策を見直し、平成20年度より休止状態とさせていただいております。町民スキー場には、設置から38年を経過しているスキーリフトのほか、ロッジや管理棟なども存在しており、いずれも老朽化が著しい状況にありますが、スキーリフト等の撤去や処理、原状回復など多額の費用が必要となりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、スキー場の利用につきましては、圧雪等のゲレンデ整備をしなくても斜面の一部を利用いただいている状況も見受けられますので、リフトの休止を継続しながら自己責任の中で楽しんでいただければと考えております。

また、林間広場キャンプ場及び附属設備等につきましては、生活環境保全林として北海道が管理しております望郷の森や羅臼国後展望塔、町民スキー場も含めた一帯の利活用方法について、民間企業等の企業誘致や利活用に伴う意見もいただきながら、自然学習や観光のフィールドとして活用できないか検討しているところであります。

廃網処理施設につきましては、平成3年度に設置されましたが、平成14年12月から

のダイオキシン類排出規制の強化により、焼却炉が基準に適合しなくなったことから焼却処理を停止しております。施設は老朽化により一部破損等も見受けられますが、峯浜酪農集落の中心に位置しており、利便性が高いことから、現在は酪農集落で共同購入した農業機械の収納庫として利用されております。施設の破損状況や酪農集落による利用も確認しながら、施設のあり方を検討していきたいと考えております。

なお、各施設とも設置条例、もしくは管理運営に関する条例のほか、条例施行規則も定めておりますが、施設の撤去・除却等の際には条例等の見直しをしております。

遊休施設や休止設備は、腐食等も進んでいることから将来的には撤去していく必要があると認識しておりますが、撤去には多額の費用を要するため、現在の町財政では大変厳しい状況にありますことを御理解いただきますようお願いいたします。

次は、「働き方改革と女性職員の育成について」2点の御質問であります。

1点目は、「組機間の応援体制について」であります。現在、役場庁舎内においては、羅臼町課設置条例に基づき、企画振興課や総務課、産業創生課など、7課を設置して行政運営しているところでありますが、井上議員御指摘のとおり、その課によっては、季節等により一時的に業務繁忙となる課があることは認識しております。

また、厳しい財政状況が見込まれる中であって、社会経済状況の変化等に的確に対応し、効率的な業務改善等を行う中で、業務量に応じた定員の確保により、円滑な行財政運営を図るため、羅臼町定員管理適正化計画を平成30年度に策定したところであります。

このことから、恒常的な業務繁忙に対しましては、この定員管理適正化計画に基づき、業務量に応じて職員を再配分することとなりますが、一時的なものに対しましては、課を越えた応援体制の構築が有効であるものと考えております。

このため、役場庁舎内では、業務繁忙期における一時的な課を越えた支援体制について、他課からの一時的な支援要請にも応じられるよう各課において、課内職員の共通理解を得ているところでもあります。加えて、行政ニーズの増加や変化等に的確に対応するためには、職員がさまざまな業務に精通するなど、個々の資質の向上も不可欠であることから、羅臼町職員研修規則に基づき、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上、並びに職務を民主的かつ能率的に運営する公務員意識の高揚を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針として職員研修を実施しているところであります。

2点目は、「女性職員の育成について」であります。

女性活躍の推進につきまして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」が平成27年8月に制定され、これまでの両立支援だけではなく、積極的な活躍推進を図る必要があること、また、女性職員を対象とする女性活躍推進の取り組みと、男性職員を含めた全職員の柔軟な働き方改革の取り組みの両方が必要であることなどが示されたところであります。また、国からは、地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブックが示されるなど、各地方公共団体の実情に沿って、自主的・積極的な取り組みが行われることが望まれております。

そのような中、当町におきましては、男性・女性をかかわらず、職員の外部研修への派遣や職員が少ない職種・部門への積極的な配置などを継続しながら、職員を対象としたキャリア形成支援研修により、職員の管理職登用に向けた意識づけやマネジメント能力の向上を図り、職員の管理職への登用を推進することを考えているところであります。

いずれにいたしましても、このたびの女性活躍推進法制定の趣旨等を踏まえて、国から示されたガイドブックを活用するなど、当町における課題を明らかにするとともに、どのような施策を実施していくべきか検討し、女性活躍・働き方改革の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 大変恐縮なのですが、着席のまま質問させていただきたいと思うので、議長許可をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） はい、わかりました。きょうは許します。

○4番（井上章二君） 大変失礼しました。

それでは、町長の答弁の中から一つ言わせていただきますけれども、この計画をやるにしても、なかなか大変なのです。ということは、例えば水道会計のところを見ましても、また羅臼町財政健全化判断比率及び資金不足比率、平成29年度の決算で見ますと、一般会計が将来負担すべき債務の標準財政規模に対する比率、健全化判断比率を見ますと、350%に早期健全化基準になっています。ということは、非常に先が苦しいということがはっきりここで示されているのです。だから、一般事業をやるにしても非常に苦しいと。そして、水道会計を見ましても、実際に1億7,000万円くらい、返済は、これは一般会計から助成がなければ到底、返済していくことはできないと。

そして、町民も私たち自治体も考えなければいけないのは、例えば平成29年度の不納欠損金の内訳を見ましても2,397万円の不納欠損があります。少し話が横にずれているのですけれども、お許しを願いたいと思います。

そして、実際に町民が負担しなければいけない市町村民税、札幌などと比較しますと、札幌で1,000円のところ、市町村では3,000円負担すると。これは、総務庁のホームページからはっきり出ているのです。だから、羅臼のようなところでは、これ以上町民税を何とかするとかではなくて、交付金以外にやっていけないというのが実情ではないかと思えます。

それなのに、不納欠損金はあるわ、町税に対しても非常に、この27年から28年、29年の決算調書を見ましても、不納欠損金額がずっと出ているわけなのです。これを見ましても、やっぱり不納欠損は非常に大きくなって、これがあれば、例えば前に、平成10年ごろだったでしょうか、1億3,000万円も不納欠損で落としているのですよ。あれがあれば体育館の耐震構造のあれもできるくらいだった。そういうような状況であったということは、町民も私たちも町の理事者も真剣に考えていなかった、まあ何とかなってい

くということだったと思うのです。

今、湊屋町長が一生懸命これを考えて、精査しながらやっていくということでございますので、非常に安心感を持っているわけなのですが、水道会計は約1億7,000万円入られてやらなければ赤字になってしまうのです。そうすると、町長が考えている今年度の計画、箱物、それらについても毎年1億円ぐらいずつ補助していかなければ、1億7,000万円補助していかなければいけないということは、水道会計はどうにも大きな重荷になっていると。

しかし、町民の命のものでございますので、その辺を考えると、やはりこれは何をおいても助成していかなければいけないと、こんなことで、やりたいことを一年一年延ばしながらやっていかなければいけないのではないかと。そうすると、町長がこの4カ年計画、6カ年計画を立てても、ある程度伸ばしていくという方向に持っていくのではないかと、うふうに考えるわけなのです。

例えば、先ほど言いました市町村民税のことなのですけれども、札幌あたりは7,000万円で税率が2%あると、羅臼の場合は200万円で3%なのです。700万人で8%、このようにしてアンバランスになっていますから、非常に町民が苦しい中で生活するから、ある程度になったら「はい、羅臼さようなら」で現在、老人が、大体65歳以上で30%以上、住民の30%以上いると。こういうふうなことを考えると、町長はこれからの行政の中で、非常に苦しい行政を迫られると思うのですが、そこら辺をひとつお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま、井上議員の御質問、大変、財政のことについて心配をさせていただいているということで、大変ありがたく思っているところでございます。

先ほど来、御質問、各議員からもいただいておまして、町長からは財政状況も大変な折に、あれもこれもということはいかないという答弁もさせていただいておりますけれども、今、井上議員からお話しのありました健全化判断比率につきましては、全ての企業会計、一般会計合わせて、羅臼町はここ何年かは健全化であるというふうに決算状況の中ではお伝えをしてきております。

1点だけ勘違いをされているかなというところがありましたので、私からお話ししたいと思いますが、早期健全化判断比率の中で将来負担比率350という数字をお話しされたかと思いますが、このことについては国の判断比率が350を超えたら危険水域でございましてということでございまして、我が町の各会計はそこまで数字は行っていないということだけお話しをさせていただきたいと。基準の数字であります。

それと、水道のこともお話がありました。確かに毎年1億円近い、8,000万円くらいの一般会計から投入をしておりますけれども、これは井上議員が言ったように命の水でありますから、当然に町民にはおいしい水も飲んでもらわなければならないと。そういう中であって、では健全化を保つために幾らでも水道料金を改定していいかというふうに

は、これはやっぱり町民に負担をかけるわけにはいかないというようなこともありまして、状況を見ながら一般会計が規則的に入れなければならないこの制度もありますので、そういうことで今、繰り入れを続けているということでもあります。

確かに、水道管の老朽化、これもしておりますから、相当事業費を入れて水道管の補修もしていかなければならないということもございます。これは年度的に、しっかりと計画をしながら進めているということでもあります。

それと、これだけの事業をやっていくのに大変だと心配をいただいておりますけれども、決して我々計画なしで進めているわけではなく、今、進めている事業については公共施設の管理計画、これをしっかりと立てながら、この年度にはどれくらいの規模の財政を投入しなければならないかというようなこともしっかりと立てながら、今、町営住宅であるとか、既に終わりましたけれども未来中学校の建設とか、そういったものを計画どおり進めているということもでございます。

したがって、徴収率のこともありました。確かに、坂本議員からもお話がありましたとおり、本当に道内の市町村から見ると徴収率が低いと。これはやっぱり、町民にしっかりと訴えていかなければならないことでもありますし、国保税のこともありました。この滞納がなければ、もっときっと税金は安くできるのだらうというふうに私たちも思っております。ここは町民にも理解をいただきながら、滞納整理機構もありますので、しっかりと徴収に向かっていきたいと。

それと、不納欠損の話もありました。この不納欠損につきましては監査委員、あるいはこれまでも多くの議員からも言われてきました。このまま放置していいのかと。この放置することによって、徴収率の低下も招いているということもずっと言われ続けてきて、債権計画をしっかりと立てたときに、債権の管理計画もやる中で、見込みのないものはやっぱりずっと持っていていいのかという指摘も随分ございましたので、それらのことも踏まえながら、今の対応をしているということもでございますので、これは議会からも御指摘のあったところでございます。

そんなことで、たくさん井上議員の心配をいただいていることに関しては、今、私がお話ししたとおりで進めているところも多分にあります。ですから、全て要望に応えることはできないかもしれませんが、しっかりと計画を策定しながら財政運営をしているということをお話をさせていただきたいということでもあります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 先ほど、2回目に質問が抜けていたのが、水道の件ですけれども、水道関係につきましては、ダウンサイジング計画と、それからスペックダウン計画、この二つを持っていらっしゃると思うのですが、これらについて検討するというふうになっているのですが……。町長、これは何。

○議長（佐藤 晶君） 暫時休憩します。

午後 3時29分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

井上君。

○4番（井上章二君） こういうふうな計画があるのですから、水道会計においても、また水道にしましても、早急にその方向づけをやっていただきたいと、このように要望したいのです。

それと、町民が等しく、例えば水道代、差額があるのですよ、水道代。公住に入っていたら一月の水道の計器代、390円払わなくてもいいのですよ。各家庭は払わなければいけないのです。やっぱり町長、これは水道代だったら水道代で、計器の部分はちゃんとやっていくような形をしなければ、これが町民はわからないからいいのではなくて、やはり町民に等しく負担をしていくのだったら、そうすると1年間で4,800円くらい、公住に入っていると普通より払う必要がないわけなのです。

そういうふうなこともありますので、やはり今後、その辺も含めて、もう10年も水道代は上げたりをしておりませんから、それをこの計画などを考えて、水道の料金の改正であれば、根本的からひとつ見直していただきたいと、こういうふうに思っております。そして、町民が等しく、公平に分担するということが必要だというふうに思います。

それから、もう一つ、女性の進出についてですが、女性のことに対しては女性も男性も同じなのですが、羅臼の町の役場の事務の機械が非常に古くなって、見ていると本当にパソコンが重くなっているのも結構あります。こういうのを見ますと、それを入れかえなければいけないということも考えるのですが、それよりも職員のマルチタスク化を図って、マルチタスク化というのは1台の機械で多くのものが処理できる、それが今、盛んに出て、大分前からあれして、私もその機械を入れたら、今まで75件の委託の業務が1週間かかっていたのが2日でできました。

だから、やはりそういうふうなのを十分考えて、事務の簡素化というよりも、事務の簡素化と同時に、このペーパーも非常に使っているのですからノンペーパー化、これは各議員にもパソコンを入れていただいて、パソコンでばーっと連絡をしたり、また条例だとか何かを全部それで見えていただくというようにしたら、これも非常に諸経費の節約にもつながります。

町長の見解を求めます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まずは先ほどの計画でございます。計画については、その計画に基づいてしっかり実行していくということだろうというふうに思っております。ですから、そのときそのときの状況に合わせて、しっかりと見直すところは見直すこともあろうかと思っておりますけれども、つくった計画をもとに、それに沿ってしっかり実行をしていきた

いというふうに思っております。

それと、メーターにつきましては、町営住宅については設備をする施設側、要は大家が設置をするというのは、これは普通のアパートと同じような考えであります。ですから、羅臼町で建てた、貸し出していると言ったらいいのですかね。そういった公住に対して、メーターをつけるというのは、これは大家である羅臼町の役割となるというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

それから、マルチタスク化ということでパソコン等々、それからパソコン以外にも、例えばコピー機であったり、それからいろいろなそういった作業上の機器類については、随時更新をさせていただいております。パソコンも今、非常に個人情報ですとか、それからウイルスの問題等々ありますので、専門家を羅臼町の中に今、昨年から一人ふやして対応しているところでありまして、そういった意味ではそれぞれの持っているパソコンが快適に動くようにも含めて、そういったところで対応をさせていただいておりますし、それ以外の仕事が多くなった、例えばふるさと納税で通知をたくさん送らなければいけないのですね、何千件という通知を送るときに、自動的にそれをしっかり封書に入れていけるような機械ですとか、そういったものも入れながら職員の負担を軽減していく、また時間をとらないというようなことも今、行っておりますので、まだ足りないところがあればこれから随時更新をしていくことになると思います。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 今、水道は町が負担、家を建ててあれしたから、附属だからと。そしたら、附属だから水道の経費代を含めて入居料は幾らと、その辺をちゃんとして、附則か何かで書かなければだめですよ。

そして、ちょっとつかぬことを聞くのですけれども、合併浄化槽はつくっておりますね。合併浄化槽は、公住の方は負担しますね。町でつくった合併浄化槽、片一方は負担している、片一方は負担しなくていい、これでは町長おかしいのではないかと思います。

今後考えてください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） わかりました。もしそういったことで、本来あるべき形でないのか、それとも今の形なのかということは、しっかり法令上も調査をしながら検討していきたいというふうに思っておりますので、またその結果については井上議員のほうに報告をさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 非常に皆さんに御迷惑をかけましたけれども、質問外のことに入って、大変議員の皆さんにも御迷惑をかけたと思うのですが、最初でございましたので、以後十分気をつけて質問をいたしたいと思っておりますので御容赦のほうお願いいたします。

議長ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、井上章二君の質問を終わります。

これで、町長、教育長、行政執行方針に対する質問及び一般質問を終わります。

---

◎日程第7 議案第25号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第25号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案の1ページをお開きいただきます。

議案第25号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

また、この後予定をしております議案第26号から議案第34号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第25号令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,416万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,446万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正で歳入でございます。

13款国庫支出金3,741万円を減額し、2億420万円。2項国庫補助金3,741万円を減額し、7,044万7,000円。

内容でありますけれども、一定年齢に産まれた男性を対象に、今後3年間、風疹抗体検査を実施することになったことから、対象年齢に係る経費が23万7,000円追加されたものでございます。

また、2点目は羅臼町営住宅の緑町団地建てかえに係る今年度分の国庫補助金の内定によりまして、建設費及び工事管理費の減額3,764万7,000円となったものでござい

ます。

17款1項基金繰入金3,790万6,000円を減額し、3億1,410万3,000円。内容につきましては、公共施設の整備基金の繰り入れでございまして、1点目はただいま国庫補助金で申し上げましたとおり、緑町団地の減額による4,601万3,000円、峯浜町コミュニティセンター周辺整備に係る事業費810万7,000円の追加によりまして、3,790万6,000円の減額となるものでございます。

18款1項繰入金320万2,000円を追加し、320万3,000円。これにつきましては、財源調整のために前年度繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入568万1,000円を追加し、3,797万6,000円。3項雑入568万1,000円を追加し、3,752万円。内容は2点ございまして、1点は北海道市町村振興協会設立40周年記念事業として、当町に防災行政無線戸別受信機の整備として154万9,000円の交付を見込まれるものになったことと、2点目は地球温暖化対策活動推進事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の交付が認められた413万2,000円が追加されるものでございます。

20款1項町債1億6,060万円を追加し、3億7,258万3,000円。内容につきましては1点、第6分団の小型動力ポンプ積載車更新事業対象外の経費を減額するものでございます。40万円でございます。2点目は、一般廃棄物最終処分場予定地までの町道改良事業1億5,000万円の追加でございます。3点目として、町民体育館耐震改修に伴う内部改修を今回計画をしております、その設計費の1,100万円を追加するものでございます。あわせて歳入9,416万7,000円を追加し、45億2,446万3,000円となるものでございます。

次に歳出でございます。

2款総務費8,320万6,000円を減額し、12億925万2,000円。1項総務管理費8,320万6,000円を減額し11億6,232万6,000円。内容につきましては、1点目は10月1日付で女性消防団員新規採用5名分に係る装備品の費用でございます。45万4,000円の追加でございます。2点目は、緑町町営住宅建てかえに係る交付金確定に伴い、管理委託料、工事費8,366万円の減額によるものでございます。

3款民生費833万1,000円を追加し、4億9,324万9,000円。1項社会福祉費833万1,000円を追加し、4億584万8,000円。内容につきましては、峯浜町コミュニティセンター周辺の整備に係る810万7,000円の追加。2点目は、介護保険事業特別会計繰出金でありまして、制度改正に伴うシステム改修費に22万4,000円の追加でございます。

4款衛生費654万2,000円を追加し、7億2,268万円。1項保健衛生費468万9,000円を追加し、3億1,364万8,000円。3項清掃費185万3,000円を追加し、4億281万3,000円。それぞれ内容につきましては、1点目は風疹抗体検査の実施に伴う経費で29万7,000円の追加。墓地の未利用による返還金26万

円。地球温暖化対策活動推進事業費に413万2,000円、あわせて468万9,000円が保健衛生費となります。清掃センター搬入口のシャッター故障に伴う取りかえ費用として185万3,000円の追加、清掃費でございます。

6款1項商工費150万円を追加し、8,681万7,000円。これにつきましては、温泉管の老朽化に伴う修繕費用として150万円の追加でございます。

7款土木費1億5,000万円を追加し、2億7,779万9,000円。2項道路橋梁費1億5,000万円を追加し、2億7,648万7,000円。内容につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、一般廃棄物最終処分場に通ずる植別2号線道路整備費として1億5,000万円の追加でございます。

8款教育費1,100万円を追加し、4億3,026万円。6項保健体育費1,100万円を追加し、1億6,107万7,000円。これにつきましては、町民体育館の内部改修の実施に伴いまして、設計費1,100万円を追加するものでございます。

歳出あわせて9,416万7,000円を追加し、45億2,446万3,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは追加でございます。

1点は、町営住宅等長寿命化工事でございます。緑町団地の1棟8戸分でございます。令和2年度に実施するものでございまして、2億2,782万円の追加でございます。もう1点は町道整備事業、ただいま申し上げましたとおり、植別2号線の改良工事でございます。早期発注に伴う令和2年度の2億円を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。追加であります。町道整備事業の植別2号線、辺地対策事業債として実施をする見込みでございまして、限度額1億5,000万円。起債の方法として証書借入れ、または証券発行、利率は5%以内でございます。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率となります。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還、または低利に借りかえをすることができる。

次に変更でございます。小型動力ポンプ付き積載車更新事業債でございまして、先ほど申し上げましたとおり第6分団に配置するものでございます。辺地対策事業債です。1,620万円から1,580万円に変更するものでございまして、対象外経費の減額でございます。体育館耐震改修事業債、これは過疎対策事業債を見込んでおりまして、今般内部改修の1,190万円の設計費を追加するものでございまして、限度額を2,290万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率等には変更ございません。

なお、事項別明細書をそれぞれ別冊資料としてお手元に配付をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第25号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第26号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第26号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の6ページをお願いします。

議案第26号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算であります。

令和元年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,888万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正予算。歳入です。

3款国庫支出金に56万円を追加し、1億1,217万1,000円。2項国庫補助金56万円を追加し、3,294万円、介護保険システム改修経費に係る国庫補助金であります。

7款繰入金22万4,000円を追加し、9,290万5,000円。1項他会計繰入金22万4,000円を追加し、8,212万6,000円。介護保険システム改修経費に係る国庫補助金以外の町の負担分を一般会計から繰り入れるものであります。

歳入合計78万4,000円を追加し、4億6,888万4,000円であります。

8ページです。歳出です。

1款総務費78万4,000円を追加し、572万2,000円。1項総務管理費78万4,000円を追加し、325万8,000円。介護保険の各種制度改正に伴うシステム改修負担金でありまして、北海道自治体情報システム協議会負担金へ追加するものであります。改修内容につきましては、介護保険料軽減強化支援事業に伴う改修、特定個人情報データ標準レイアウトの改修、介護報酬改定等に伴うシステム改修の3件であります。いずれも補助対象経費となっております。

歳出合計は78万4,000円を追加し、4億6,888万4,000円となるものです。

以上であります。別冊資料に事項別明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第26号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第27号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第27号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第 27 号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

10 ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、平成 29 年第 1 回定例町議会で制定いたしました羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものでございます。改正条例につきましては議案の 10 ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましてはお手元に別冊として配付してございます参考資料の 6 ページ、資料 4 の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容につきまして御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、参考資料の 6 ページ、資料 4 をお願いいたします。

主な改正内容でございます。

1 番、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例でございます。平成 28 年度に税制改正におきまして、令和元年 10 月 1 日に予定されております消費税率 10% の引き上げ時に、道府県税であります自動車取得税が廃止となりまして、市町村税であります軽自動車税に環境性能割が創設され、環境性能割に係る賦課徴収につきましては、当分の間、市町村にかわりまして北海道が一括して行うこととされております。

このことを踏まえまして、道内全ての市町村が条例で定めております非課税課税免除及び減免の軽減範囲につきましても、北海道の規定する自動車税の環境性能割と同様の取り扱いと定めることが必要となりましたことから、道内全ての市町村が規定の整備を行うものでございます。

この改正によりまして、現在の自動車取得税と同様、定置場所の市町村を問わず、全道統一の取り扱いとなりまして、納税義務者、さらには販売業者等に混乱を招くことがなくなるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、次の 7 ページの資料 5、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 27 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第 9 議案第 27 号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 10 議案第 28 号 羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第 10 議案第 28 号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(洲崎久代君) 議案の 11 ページをお願いします。

議案第 28 号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12 ページをお願いします。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正理由であります、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金等の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この貸付利率について保証人をたてる場合は無利子とし、たてない場合は 1.5% に引き下げるものでございます。

改正条文です。

第 14 条の見出し中、括弧の次に「保証人及び」を加え、同条中「災害援護資金は」の次に「保証人をたてる場合は無利子とし、保証人をたてない場合は」を加え、「3%」を「1.5%」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として、次の 1 項を加える。「災害援護貸付資金の貸し付けを受けようとする者は保証人をたてることのできる。」。

第 14 条に次の 1 項を加える。第 3 項「第 1 項の保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その補償債務は令第 9 条の違約金を包含するものとする」。

第 15 条第 1 項中、「または半年賦償還」を「半年賦償還、または月賦償還」に改め、同条第 3 項中「保証人」を削り、第 12 条を第 11 条に改める。

附則といたしまして、施行期日。第 1 項、この条例は公布の日から施行し、平成 31 年

4月1日から適用する。

第2項経過措置。この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第14条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものでございます。

以上であります。参考資料6に羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要及び参考資料7に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第28号羅臼町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第29号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第29号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 議案13ページをお願いします。

議案第29号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更につきましては、今後新たに活用を予定しております事業内容の修正と新規事業の追加でございます。

詳細につきましては別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、別紙の1ページをお願いいたします。

今回、修正や追加するのは4事業ございます。1点目は、区分が生活環境の整備であります。事業名の(4)火葬場の事業内容、火葬場施設整備(火葬炉補修)とあります「火葬炉補修」を削除し、「火葬場施設整備」に修正するものでございます。

2ページ目をお開きください。2点目は、区分が教育の振興であります。事業名は(1)学校教育関連施設の教職員住宅の事業内容、教職員住宅解体建築事業に「改修」を加え、「教職員住宅解体建築改修事業」へ修正するものでございます。

3点目は、事業名が(3)集会施設、体育施設等に「集会施設」、事業内容に「コミュニティセンター改修事業」、事業主体に「町」を追加するものでございます。

3ページをお願いします。

4点目は、区分が地域文化の振興等です。事業名(1)地域文化振興施設等の地域文化振興施設の事業内容に「公民館解体事業」、事業主体に「町」を追加するものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案29号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長(鹿又明仁君) 議案の14ページをお願いいたします。

議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、峯浜町辺地に係る総合整備計画の内容を別紙のとおり策定するものでございます。

15ページをお願いいたします。

今回の策定につきましては、当初予算に計上しております小型動力ポンプ付き積載車更新事業及び本定例議会に上程しております議案第25号の一般会計補正予算町道整備事業の2件につきまして、辺地対策事業債の適用を予定しております。適用条件といたしまして辺地総合整備計画に対しまして議会の承認が必要でありますことから、今議会に上程するものでございます。

総合整備計画につきまして御説明申し上げます。

1の辺地の概況でございます。辺地を構成する名称は、目梨郡羅臼町峯浜町及び幌萌町、地域の中心地といたしまして、目梨郡羅臼町幌萌町623番地69。辺地対策事業債の点数基準表によります辺地度点数は149点でございます。これは100点以上が該当となるものでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情でございます。1件目の消防施設につきましては、羅臼消防団第6分団に配備されております小型動力ポンプ付き積載車は、車両の更新基準となります22年を既に超えておりまして、塩害腐食及び経年劣化による故障の恐れがありまして、火災消火や災害活動等の有事の際に支障を来す恐れがございます。また、平成25年度には消防団員の装備基準の見直しが行われたところでもございます。

これらのことから、地域住民の安心・安全な生活水準を確保するため、装備基準を満たした当該車両の更新をするものでございます。

2件目の道路につきましては、最終処分場の建設予定に伴いまして、国道と最終処分場までの町道整備を伴うもので、行うものでございまして、当該整備を行うことにより住民の生活向上に資するものでございます。

3の公共的施設の整備計画でございます。令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに整備するものでございまして、施設名は消防施設の小型動力ポンプ付き積載車、事業主体は根室北部消防事務組合、事業費は1,721万1,000円。財源内訳につきましては全て一般財源でございます。そのうち、辺地対策事業債の予定額につきましては1,580万円でございます。

次に、施設名は道路でございます。峯浜町町道整備事業、事業主体は羅臼町でございます。事業費は1億5,000万円。財源内訳につきましては全て一般財源でございまして、辺地対策事業債の予定額につきましても同額を予定しているものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第31号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(対馬憲仁君) 議案の16ページをお願いします。

議案第31号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の次のように変更する。

規約の変更理由でございますが、平成31年3月31日付で北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、組合規約別表第1、並びに別表第2を改正する必要があるものでございます。

変更規約でございます。別表第1、空知総合振興局(33)の項中、「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬祭組合」を削り、同表日高振興局(16)の項中、「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局(24)の項中、「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。別表第2の9の項中、「北空知葬祭組合」「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

なお、別冊の参考資料の10ページ、資料8に規約の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第31号北海道市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第32号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(対馬憲仁君) 議案の17ページをお願いいたします。

議案第32号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由でございますが、議案第31号同様に平成31年3月31日付で北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、組合同約別表(2)一部事務組合及び広域連合の表を改正する必要があるものでございます。

変更規約でございます。別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、空知管内の項中、「北空知葬祭組合」を削り、同表日高管内の項中、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中、「池北三町行政事務組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

なお、別冊の参考資料の11ページ、資料9に規約の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第32号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第33号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(対馬憲仁君) 議案の18ページをお願いします。

議案第33号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

規約の変更理由につきましてですが、十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日付で、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が平成31年3月31日付でそれぞれ解散したことに伴い、組合理約別表第1を改正する必要性が生じたものでございます。

変更規約でございます。別表第1中、「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬祭組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

なお、別冊の参考資料の13ページ、資料10に規約の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第33号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第34号 工事請負契約の締結について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 議案第34号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長補佐。

○学務課長補佐(福田一輝君) 議案の19ページをお願いいたします。

議案第34号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、羅臼町公民館解体工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、6,490万円。

契約の相手方、目梨郡羅臼町礼文町15番地、尾田建設株式会社、代表取締役尾田美保子でございます。

なお、参考といたしまして、予定工期につきましては、契約締結の翌日から令和元年12月25日まででございます。

以上です。よろしく願います。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第34号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時24分休憩

---

午後 4時26分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

---

◎日程第17 議案第35号 羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第35号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 20ページでございます。

議案第35号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて、羅臼町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、川端達也。住所、北海道目梨郡羅臼町緑町299番地の1。生年月日、昭和40年3月14日。任期につきましては令和元年6月22日から令和5年6月21日まででございます。

川端氏につきましては、昭和62年に羅臼町役場に就職後、数々の職種を経験し、現在は企画振興課長として活躍をしております。本人の人柄はもちろんのこと、役場職員にも人望もあり、経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の御賛同を賜りたく、お願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第35号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで副町長に選任されました川端達也君より発言の申し出がありましたので、これを許します。

川端達也君。

○企画振興課長（川端達也君） お許しをいただきましたので、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

ただいま議員皆様方の御高配により、副町長の選任につきまして御同意をいただき、大変ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

大変光栄なことではありますが、職責の重大さに身の引き締まる思いをしているところでもあります。

羅臼町は今、人口減少や水産業の低迷など、多くの課題が山積しておりますが、職員の皆様にご協力をいただきながら、地域の活性化や羅臼町民が幸福になるまちづくりを目指して、湊屋町長を全力でサポートできるよう、一生懸命努力していきたいと思っております。

また、鈴木副町長と比較しますと大変未熟であり、拙い面が多々あるかと存じますが、議員皆様のご指導・御鞭撻をいただきたくお願い申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いたします。

---

#### ◎日程第 18 発議第 2 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 18 発議第 2 号議会改革特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5 番（坂本志郎君） 発議第 2 号議会改革特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により提出します。

令和元年 6 月 17 日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員、高島譲二、同田中良、同加藤勉。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、議会改革特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第 110 条及び委員会条例第 5 条。3、目的、議会改革に関する調査・検討。4、委員の定数、9 名（議長を除く）。提出の理由、今日、地方分権改革の推進によって、自治体の自主独立がより一層求められ、それとともに町民の代表機関として、議会が地域の発展と住民福祉の実現のた

めに果たすべき役割はますます大きくなります。そのため、ふだんの議会活動において、町民に開かれ、多様に交流・参加を深めることと、議員同士が活発に議論することを基本に据えて町政及び政策をめぐる論点・争点を明確にし、さらには議会の政策形成能力を高めていく必要があります。

羅臼町議会は、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮するため、さらなる議会改革を推し進めなければならないと考え、このたび議会改革特別委員会を設置するものであります。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 発議第2号議会改革特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議会改革特別委員会の設置が決定されました。委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。

議員控室でお願いいたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 4時34分 休憩

---

午後 4時38分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に開催された議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。

議会改革特別委員会委員長に加藤勉君。副委員長に小野哲也君。以上のとおり互選された旨、報告がありました。

加藤勉君。

○1番（加藤勉君） ただいま議会改革特別委員会の委員長に仰せつかりました加藤勉でございます。

ただいま設置されました本特別委員会は、今後、調査・検討等に時間を要しますことから、調査・検討終了までの間、閉会中の継続審査の議決をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま議会改革特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革に関する調査・検討は議会改革特別委員会に付託し、調査・検討終了までの間、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◎日程第 19 発議第 3 号 丸山穂高衆議院議員の言動に対する嚴重抗議及び一刻も早い北方領土問題の平和的解決を求める意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 19 発議第 3 号丸山穂高衆議院議員の言動に対する嚴重抗議及び一刻も早い北方領土の領土問題の平和的解決を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第 3 号丸山穂高衆議院議員の言動に対する嚴重抗議及び一刻も早い北方領土問題の平和的解決を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年 6 月 17 日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎。同じく村山修一、同じく松原臣。

丸山穂高衆議院議員の言動に対する嚴重抗議及び一刻も早い北方領土問題の平和的解決を求める意見書。

令和元年第 1 回目となる北方四島北方四島交流訪問、ビザなし訪問に参加した丸山穂高衆議院議員が、国後島において、元島民である訪問団の団長に対し、「戦争でこの島を取り返すのは賛成か」などという質問を執拗に繰り返したことは、北方領土問題の解決に向けた環境づくりを進める四島交流の意義を否定するものである。

羅臼町は国民の総意のもとに、1 日も早い北方領土返還の実現を悲願しており、丸山穂高衆議院議員の言動は元島民を初め、多くの羅臼町民、そして全国の返還運動関係者の思いを踏みにじる行為であり、強い憤りを覚える。

国を代表して参加する国会議員については、今後、厳正な人選とともに責任ある行動をとるよう国として必要な対策を講じるよう要望する。

また、衆議院において丸山穂高衆議院議員に対する糾弾決議を全会一致で可決していただいたが、今回の問題が今後の四島交流を初め、自由訪問や北方墓参などの事業並びに日露関係に影響を及ぼすことのないよう、政府としても必要な対策をとるとともに、何よりも一刻も早い北方領土問題の平和的解決に向けて外交交渉を強力に推し進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年6月17日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第3号丸山穂高衆議院議員の言動に対する厳重抗議及び一刻も早い北方領土問題の平和的解決を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することを決定しました。

---

## ◎日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおりです。閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

## ◎日程第21 議員派遣の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第21 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

ここで副町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

このたび、6月21日の任期満了をもちまして、副町長を退任することになりました。

振り返りますと、平成19年6月の第2回定例町議会におきまして、議員皆様方の御同意をいただき、副町長に就任し、3期12年間努めさせていただきました。この間、多くの仕事に取り組みさせていただきましたが、特に記憶に新しいこととして、副町長に就任と同時に、医療スタッフの退職をきっかけに地域医療の崩壊が始まり、さらには国保病院会計と一般会計の財政破綻の危機に見舞われ、大変御心配をおかけしましたが、その後、微力でありましたが職員一丸となって行財政改革に取り組み、さまざまなつらい選択もさせてしまいましたけれども、現在の診療体制と財政再建に尽くすことができましたことは、私にとってこの上ない喜びでありました。

これもひとえに議員皆様方を初め町民の皆様、そして関係機関の力強い御協力の賜物と改めて深く感謝を申し上げたいと存じます。

私は今後も一町民として、まちづくりの一端を担っていきたいと思っておりますし、あわせて羅臼町のさらなる発展を願っているところでございます。

そして、ただいまは本町職員として素晴らしい人材であります川端達也氏が、新しく湊屋町長の補佐役として、また全職員の先頭に立って仕事をすべく選任をされました。私に倍しまして御支援、御協力をいただけますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、昭和45年7月に羅臼町に奉職以来、49年余りの勤務となりました。今いろいろな思いがめぐっておりますが、今日まで本当に楽しく仕事をさせていただきましたことを幸せに感じております。

これまで御指導、御支援をいただきました歴代町長様初め議会議員の皆様、そして多くの町民の皆様と職員の皆様方のおかげであるということに感謝とお礼を申し上げますとともに、それぞれの諸先輩各位の皆様方にも心から感謝とお礼を申し上げますところでございます。

措辞で意を尽くせませんが、改めて羅臼町のますますの御発展を祈念申し上げ、副町長

を退任するに当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） 鈴木副町長におかれましては、副町長として12年間、町政発展のために御尽力いただきました。本当にありがとうございました。

---

◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4時50分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員